

第82回 佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成30年6月8日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。
昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜り、まことにありがとうございます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただくよう、お願いいたします。
直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。
通告に基づき順次議長より指名します。
まず初めに、10番、金谷英志君の発言を許可します。

〔10番 金谷英志君 登壇〕

10番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。
私は、2点、認知症介護の取り組みと、捕獲鹿の有効活用について、伺います。
まず、最初に、認知症介護の取り組みについて伺います。
2012年の厚生労働省研究班の調査によると、認知症の有症率は65歳以上の15パーセントで462万人、軽度認知障害といわれる中間状態の有症率推定値は13パーセントで400万人と推定されています。
町の第7期介護保険事業計画では、今後、兵庫県において65歳以上人口の増加は緩やかとなる一方、75歳以上の人口が急激に増加し、これに伴い認知症高齢者も増加する見込みです。平成27年には約24万人であった認知高齢者数が、平成37年には、約30万人に達すると推計されていると述べています。
認知症は、特別な病気ではなく、誰もがなり得る病気です。さらに軽度認知障害の初期対応の必要な人を加えると、2025年にはゆうに1千万人を超えるとされています。軽度認知障害は、放置すれば5年以内に半数が認知症に移行するといわれています。
一方、家族のかたちは、この間大きく変化し、介護のかたちも大きく変化しています。家族介護は、ひとり暮らしや高齢夫婦の二人暮らしが増え、男性介護者は3割を超えています。
現行の介護保険では利用できるサービスに限度があり、認知症介護の現場では、家族まかせの状態が抜本的に改善されるには至っていません。そこで伺います。
介護保険事業計画の認知症高齢者などの支援の推進で取り組むとしている、①番の早期診断・早期対応。②番めに医療・介護サービスとの連携。③番めに日常生活、家族の支援の強化。④番目には、若年性認知症施策の強化。…の現状と今後の推進に向けどう取り組んでいくのか伺います。
2点目には、町営の特別養護老人ホーム設置の検討が必要ではないか。

町長の見解を伺います。

議長（山本幹雄君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。

本日も、昨日に引き続いて5名の議員の皆さん方から一般質問の通告をお受けしております。それぞれ、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、まず最初の金谷議員からのご質問であります認知症介護の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の介護保険事業計画の中で、認知症高齢者などの支援の推進で取り組むこととしております、①つ目の早期診断・早期対応。②点目、医療・介護サービスとの連携。③点目の日常生活、家族の支援の強化。④点目の若年性認知症施策の強化。…の現状と今後の推進に向けてどう取り組んでいくかということについてでございますが、ご承知のとおり、国におきましては平成24年9月、認知症施策の方向性を示す認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランを公表をしております。

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間として、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指して、7つの視点から取り組みを進めることになったわけでございます。

7つの視点とは、①点目は、標準的な認知症ケアパスの作成・普及。②点目に、早期診断・早期対応。③点目に、地域での生活を支える医療サービスの構築。④点目に、地域での生活を支える介護サービスの構築。⑤点目に、地域での日常生活・家族の支援の強化。⑥点目に、若年性認知症施策の強化。最後に、⑦点目が、医療・介護サービスを担う人材の育成であり、以上でございます。これら国の方向性との整合性を図りながら、本町の介護保険事業計画におきまして、認知症高齢者などの支援を推進をしているところでございます。

それでは、ご質問の①つ目の早期診断・早期対応についてでございますが、オレンジプランにおきましては、認知症初期集中支援チームの設置が平成30年度までに求められていたわけでございますが、郡医師会の協力のもと、本町は平成27年12月にチームを立ち上げ、早期診断・早期対応に努めております。チームは、認知症サポート医師と地域包括支援センターの保健師・社会福祉士で構成し、チーム発足以来、9人を訪問し、医療や介護につなぐ実績を上げております。

また、認知症早期発見のための取り組みといたしまして、認知症専門医による、もの忘れ健康相談を毎年9回実施をしております。昨年度は55人の利用実績があり、相談の結果、異常のない方も、当然、いらっしゃいますが、少しでも疑いのある方は、かかりつけ医に対して情報提供をしたり、治療や検査が必要な方につきましては、専門医療につなげております。

認知症予防の取り組みといたしましては、専用教材を使った頭と体の健康教室を毎週開催をし、脳のトレーニングと、いきいき百歳体操による体のトレーニングを実施をいたしております。教室の参加者からは、生活のリズムが付き、生活に張りが出てきた、もの忘れが減ったように感じるなどの声をお聞きしております。

また、本年度は、兵庫県が勧める認知症チェックシートを活用して、早期発見の取り組みを拡げていきたいと考えております。これは、自分でできる認知症の気づきと題してつ

くられた認知症の自己チェックシートで、本町が介護予防事業として推進をしている、いきいき百歳体操などの機会を通じて、実態把握につなげていきたいと考えております。

次に、②つ目の医療・介護サービスとの連携についてでございますが、現在、認知症医療体制の充実を図るため、全国的に認知症疾患医療センターの設置が進められております。西播磨地域では、県立リハビリテーション西播磨病院が、その役割を担っておりますので、ここを中核機関とした医療・介護の連携体制づくりに努めております。

例を申し上げますと、認知症の疑いのある人がいれば、その方のかかりつけ医に、医療・介護連携シートを使って情報提供なり、相談を行います。これは、地域包括支援センターの職員が兼務しております認知症地域支援推進員としての役割でございます。

また、先ほど申し上げました認知症初期集中支援チームで訪問して、アセスメントを行った上で、必要があれば、認知症疾患医療センターを紹介し、そこへつなぐケースもあるわけでございます。

認知症に限らず、医療・介護の連携が重要であることは、論を待たないところでございますので、平成 28 年度から町内関係者の協力を得ながら、多職種連携を推進をいたしております。

多職種連携は、町内医療機関・介護事業所から理学療法士、看護師、介護福祉士、介護支援専門員、管理栄養士など、常日ごろ仕事で付き合いのある、いろいろな職種の間が一堂に会して、情報交換、情報共有、相互理解を行うもので、医療・介護の連携を推進する上で非常に有益なものでございます。

今後とも、さらに連携が強化できるように、郡医師会、医療関係機関、介護保険サービス事業者、地域包括支援センターなどがともに情報交換し勉強会などを積み重ねていきたいと考えております。

次に、③つ目の日常生活、家族支援の強化についてでございますが、オレンジプランにおきましては、認知症サポーターの養成や、認知症の人やその家族等に対する支援、また、市民後見人の育成・支援体制の整備などが、目標として掲げられております。

まず、認知症サポーターの養成でございますが、平成 21 年度から認知症サポーター養成講座を自治会や職域、学校で開催をして推進をいたしております。

平成 29 年度末現在、町内サポーターの数は、こうして受講していただいた方々の総計が 4,537 人で、毎年百人単位での増加を図っております。

また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの育成も併行して進めておりまして、フォローアップ講座などを毎年開催をいたしております。

今後とも、キャラバン・メイトの連携強化、スキルアップに努め、認知症サポーター養成講座の充実を進めてまいります。

次に、認知症の人やその家族等に対する支援でございますが、平成 28 年 3 月から認知症家族の会を毎月 1 回開催をいたしておりまして、現在会員は 8 名です。最近では家族だけではなく、ご本人の参加もございます。

家族会では、日ごろの悩みを出し合ったり、相談、学習、情報交換などを行っております。家族同士だからこそわかり合えることが多く、参加者からは、「ここだから話せることがある」、「聞いてもらえて、気持ちが少し楽になった」などの声をお聞きしているところでございます。

今後は、新たな参加者が増えるよう、広報などで周知をしていきたいと考えております。

また、認知症の啓発と地域交流が目的のオレンジカフェも町内の福祉施設 4 カ所で実施をされております。ご本人、ご家族、地域の方が参加をされ、お茶を飲みながら話をしたり、創作活動をしたり、介護相談などをされております。

オレンジカフェ立ち上げ後間もなく、オレンジカフェ連絡会を設けて、各カフェの情報

交換や、内容検討などを行っており、今後ともオレンジカフェの充実が図れるよう、情報提供などを積極的に行ってまいります。

高齢者の権利擁護を推進する観点から、成年後見制度の果たす役割は、今後ますます大きくなっていくものと考えておりますが、ご承知のとおり、平成 28 年度に西播磨 4 市 3 町で、西播磨成年後見支援センターを設置して、市民後見人の養成及び支援、成年後見制度等に係る相談及び支援、また、成年後見制度の普及啓発などの業務を行っております。

市民後見人の育成につきましては、センター発足以来順調に進んでおまして、平成 29 年度末の市民後見人バンク登録者は全体で 63 人、うち、町内在住の方は 11 名となっております。

今後とも、市民後見人の育成等に努めるとともに、国の成年後見制度利用促進基本計画に係る市町村計画の策定も視野に入れて、関係市町と連携して取り組みを進めてまいります。

平成 28 年度に開始した認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業につきましては、認知症高齢者などの見守りのため、事前に本人の登録をしていただき、地域の協力機関などで見守るものでございます。

認知症高齢者が行方不明になった事案はございませんが、現在、ネットワーク事業の登録者数は 5 名と、なかなか登録が進まない状況でございますので、事業の周知を図ってまいります。

次に、④つ目の若年性認知症施策の強化についてでございますが、65 歳未満で発症する若年性認知症の方は、就労や生活費、子供の教育費等の経済的な問題や、主たる介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等のさまざまな分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。

新オレンジプランでは、都道府県ごとに若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、そこに若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う者を配置することで、若年性認知症の方の視点に立った対策を進めることといたしております。

これを受けて、兵庫県では、若年性認知症支援コーディネーターを配置するとともに、ひょうご若年性認知症生活支援相談センターを相談窓口として設置をしているところでございます。

若年性認知症につきましては、なかなか顕在化しにくい状況にあるわけではありますが、郡医師会等の協力を得て町内の現状把握に努め、県の相談センターとの連携を図りながら、対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、2 点目の町営の特別養護老人ホーム設置の検討が必要ではないかというご質問でございますが、本町では、認知症の人も含めて、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活を続けていくために、必要な介護サービスの整備を進めてきたところでございます。

その内容につきましては、特別養護老人ホーム 4 カ所をはじめ、地域密着型の特別養護老人ホームが 1 カ所、そして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームがございまして、これが 1 カ所、町内にございます。このほか、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護や、サービス付き高齢者向け住宅も、全ての日常生活圏域ごとに整備がされております。

さらに、本年度には、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなど医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護医療院の開設も予定がされているところでございます。

このような状況の中、施設・居住系サービスにおきましては、町内特別養護老人ホーム

などの定員数が437床あり、要介護3から5の認定者1人当たり床数割合が68.17パーセントとなっております。また、平成29年9月末における、特別養護老人ホームの高齢者1,000人当たりの床数が、県平均16.8床に対して、本町は39.9床と2倍以上であることなど、他市町と比較しても施設がかなり多い状況となっておりますので、第7期計画期間中の施設整備は行わないこととしているわけでございます。

今後の施設整備につきましては、当然、その時々の方勢の変化と将来予測に基づいた判断をしなければならないわけですが、施設サービスの充実を図ることは、当然、その反面、介護保険料の負担増につながるわけでありますので、慎重な対応が求められているわけでございます。

仮に、将来、今以上の施設整備が必要と判断した場合におきましても、そのタイミングで民間事業者からサービス事業参入の意向が示されれば、そこは民間と競合する必要はないわけでございますので、町営、公営を前提に検討する必要はないというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 今、町長が言われたのは、第7期の介護保険事業計画の説明であったと。それも含めて、それが実際にどうなっているかということが、私の質問の趣旨でありますから、まず、最初に、早期発見・早期診断の中で、1つ目に、介護計画の中でもあるんですけども、1つ目が訪問支援対象者の把握。要介護、認知症の方の把握ということもあると思うんですけども、情報収集すると。本人の生活状況や家族の状況なども情報収集するという事になっています。

それについて、今、現状で、私も推測の中で、1回目の質問では、全国的には400万人も超えるような、そういうふうな推定されると言いましたけれども、佐用町の、今、認知症の方が、どれぐらいおられるかの現状把握、対象者の把握や情報収集は、どのようになっていますでしょうか。

[高年介護課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

認知症の方の情報収集ということでございますが、その情報収集と言いますのは、実態把握として、全戸訪問とか、そういう意味ではなくて、そういう情報が寄せられた場合とか、町長の答弁にもございましたとおり、認知症初期集中支援チームにおいて、いち早く、その方の家を訪問したり、家族に連絡をとったりして、その方が、どういう状況であるかということ、まず、こちらの地域包括支援センターの職員で判断して、もの忘れ健康相談につながるとか、県立リハビリテーション西播磨病院の専門医につながるとか、そういうことを行うということでございます。

それから、肝心の町内の認知症の方の数の把握ということなんですけども、これは、実際に何人いらっしゃるかということは、わからないわけでございます。国においても、これは、先ほど申されました、462万人ということが言われておりますが、これも国がサン

ブル調査をしているわけですが、平成 24 年現在の認知症の有病率が 15 パーセントだということですので、65 歳以上の人口が平成 24 年において 3,079 万人でしたから、それに 15 パーセント掛けて 462 万人ということ言ってるだけで、実際の数というのは、日本全国でも、佐用町でもつかめていないわけですが、その国の言っている有病率、15 パーセントというところから捉えれば、佐用町 65 歳以上の人口の方、約 6,700 人いらっしゃいますので、それに 15 パーセント掛けると、大体 1,000 人、1,005 人ですか…正確には、大体 1,000 人ぐらいいらっしゃるということになるかと思います。以上でございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 推定では、そういうふうなんですけれども、要介護認定される時には、その判定の中で、基準判定されますから、それで認知症の方が、どれぐらいおられるかというのはわかると思うんですけれども、その面では、要介護認定されている方の中で、認知症の方は、どのぐらいでしょうか。

[高年介護課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

ご承知のとおり、認知症と言いますか、介護認定調査に行って、認知症の日常生活自立度という判定をする項目があるわけですが、それはⅠからⅢまで 7 段階あるわけなんですけれども、大体、Ⅱ、2 番めですね、Ⅱa というんですけれども、それ以上が、大体認知症の疑いがあるということになるわけなんですけれども、その方のⅡから上のⅢまで、6 段階の人数が町内で、これは最新のデータと言いますか、最新の認定を受けている方の人数をカウントしたわけですが、Ⅱ以上が 1,013 人ということでございますので、大体、先ほど申し上げた 1,000 人と符合するのかなというふうに考えております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） そういうふうに把握もされて、相談とか支援は、初期段階では受けて、それが医療機関なり、介護事業所なりにつないでいくということなんですけれども、その中で、介護保険の中では、認知症の方が、介護度が低い、認知症は高いんですよ、介護度自体が低いという傾向があるんですけれども、なかなか、介護保険の事業を受けようとしても、介護保険から、そういう手当てを受けようとしても、なかなか認知症の方が、体は元気な方がありますから、体は動けない、寝返りとか、立ち上がりとか、介護認定の高さの中では、そういうふうな判定もされますから、認知症の方が、介護保険の中で、そういう対応を受けようと思えば、現状として、課長、お伺いしたいんですけれども、そういうふうな認定を受けられたけども、介護度としては高いというような傾向が、本町では、どのようになっていますでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 先ほどのお尋ねは、認知症の疑いがあるのにもかかわらず要介護度が低いのではないのかと…方があるように感じるというような、質問であったと思うんですけども、そうではなくて、例えば、全然、介護認定申請をされても非該当になるような、そういった元気な方でも、認知症の疑いがあると、先ほど言いましたⅡa以上の判定が出れば、要介護1とするというような基準もございますので、そうではなくて、逆に認知症の疑いがある方は、介護度が認知症の疑いがない方に比べて高くなるというふうに設定されておりますので、そのようなことはないわけでございます。

ただ、先ほど言いました認知症の段階がⅠから7段階あると申し上げましたけれども、ⅡとかⅡaとかⅡbとか、そういった方は、大体軽い症状の方でございますので、まあまあそういった施設に入られなくても、何とか在宅で生活が送れるような状態であるというふうなことになっておるわけでございます。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10番（金谷英志君） 先ほどの認知症の初期集中支援チームの運営、活動の中で、介護計画の中であるんですけども、その中で、c)としてアセスメント、認知機能障害、生活機能障害、行動・心理症状、家族の介護負担度身体の様子チェックなんかも、その中で、先ほど、要介護認定を受けていることの中では、佐用町では1,013人がおられるということですけども、このアセスメントについては、その家族の介護負担度身体の様子チェックなんかも、現状としては、どういうふうな1,000人余りおられますから、一々これは把握しておられないということかと思っておりますけども、家族の負担なんかも、その中で、これ一応、計画の中では上げておられるわけですから、そんなんもアセスメントの中で、チェックができていますかどうか、現状、ちょっとお伺いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 認知症初期集中支援チームは、先ほど申し上げました、既に要介護認定を受けた方の1,000人、その方を主にアセスメントと言いますか、評価するのではなくて、認知症の疑いのある方がいますよ。そういった情報が一般住民からあった場合、それとか、介護事業所から、この方、ちょっとおかしいんじゃないですかとか、そういった情報提供があった場合に、うちの地域包括支援センターの保健師と社会福祉士なんですけれども、その2人が、まず、その方を訪ねて、いろいろ聞き取り調査等を行います。

それで、いよいよ、この方、やはり認知症の疑いがあるとなれば、認知症サポート医というのが、初期集中支援チームの中に1人いらっしゃいますので、その方と、私なども交えて、チーム会議を開いて、そこで初めてアセスメントと言いますか、この方、こういった症状であるという、そういった評価を行って、あと、しかるべき措置をとっていくと、そういった手順になっておるわけでございます。以上でございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） それに続いて、今度は、認知症の初回訪問時の支援として、その中で説明されるんでしょうけれども、相談を受けてされるんでしょうけれども、認知症への理解や専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス等の利用の説明、本人・家族への心理的サポートを初期の段階で行うと、こういうふうになっているんですけど、今、現状で、課長の感想程度でも結構なんですけども、この部分については、認知症の方については、こういうふうな支援状況は、現状、どういうふうになっていますでしょうか。

[高年介護課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 認知症初期集中支援チームで、町長の答弁にもありましたように、9名の方、今まで対応させていただいたんですけども、大概是、最初、本人に会った場合は、いや自分はそうじゃないんだと。病院へなんか行かないんだと、そういった反応をさえる方がほとんどでございます。

[金谷君「そうですね」と呼ぶ]

高年介護課長（藤木 卓君） ですから、そういった場合は、家族の方に連絡して、一緒に、まず、もの忘れ健康相談ですね、毎年9回開催しておるわけでございますけれども、そこへ何とか家族の方と一緒に来ていただいて、そこでお医者さんと話をすれば、大体、認知症の疑いのあるご本人の方も納得されて、そういった専門医にかかるといったところまで、大体こぎつけられるようになっておりますので、まあまあ、これまでの9人の例から見れば、それから、要介護認定の申請をしていただいたり、介護サービスも受けていただいておりますので、うまく機能しているのではないかなと、私は、感じております。以上でございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） それから、続いて、早期発見の相談、それから、予防の推進という計画の中ではあるんですけども、この予防については、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取り組みが認知機能の低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえて、サロンや体操教室、町でもやっておられますけど、介護予防教室などを活用すると、予防について、こういうふうな活動を、今現在もやっておられますけれども、私、以前にも三日月支所を健康増進施設にという質問をしましたけれども、この予防の中で、認知症の予防ということも含めて、前回の私の健康増進施設の設置について、町長は、三日月ではなしに、町全体で、地域ごとに、もっと広くあればというふうなこともありましたから、そのほうが、私も1カ所でやるよりも、住みなれた地域で、引

き続いて住んでいくということもありますから、このいろんな体操、それから、もの忘れ健康相談もやられますけれども、それも各地域ごとに、もっと広くやられるような施設も、私は、必要ではないかなと。

わかりやすく言えば、健康増進施設も、地域ごとにやるような、今、取り組みがやられるようなことが必要ではないかなと思うんで、それを、よりきめ細やかな対策ができると思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

私は、そのきめ細かな対応という、そういった観点で見れば、そういった地域ごとに大きな施設でもって、体のトレーニングをするよりも、今、私どもが推進しております、いきいき百歳体操ですね、いわゆる地元自治会の集会所、いわゆる通いの場ということですね、通いの場も兼ねて、体を動かして、その後が大事なんですけども、その後、また、近所の方とお茶を飲みながら話をすると、そういったことが、認知症予防には、一番、必要だと考えておりますので、体を動かすことも重要なんですけども、おしゃべり等の笑うとか、そういった口を動かすことも、大変認知症予防には重要なことと考えておりますので、地域ごとに大きな施設をつくるのもいいんですけども、なかなか高齢の方、そこへ行くのが大変でございますので、やはり自治会単位ぐらいのところ、そういった通いの場をつくって、それを広げていくというのが重要ではないかと、私は考えております。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 身近なところで、それをやられれば、それが全体の介護予防、認知症予防ということですから、そういうふうな、課長が言われるような、それも1つの方法かなと思います。

それから、初めの答弁の中で、町長が、認知症予防と連携体制の構築のところ、県のリハビリテーション西播磨病院内に、その認知症疾患医療センターができた。そういうふうな説明ありました。計画の中にもあるんですけども、これ実際に、この体制はとっているんですけども、その医療機関なり介護事業所なりの紹介して、相談を行うと…ここがね。ですから、つなぎの初めの相談をして、支援のことですから、実際に、それが相談を受けて、各医療機関なり、介護施設なりに入所するなり行きましょう。そこで、事業を受けましょうということに、それに対して、各事業所なり、今の現状で結構なんですけど、医療機関なり介護事業所なり、相談して、それを、こういうふうなことがありますよとつないだ場合に、医療機関なり、介護事業所なりが、それに対応できる体制が、今あるとお考えでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 県立リハビリテーション西播磨病院のことなんですけれども、実は、もの忘れ健康相談、9回やっておると申し上げましたが、実はその健康相談に来ていただくドクター、お医者さんですね、その方が、実は、県立リハビリテーション西播磨病院の方でございます。ですから、そういったネットワークを本町も使って、もの忘れ健康相談で、認知症の疑いのある人を、そういった認知症疾患医療センターでもある、その医師に診ていただいて、そこから、本当に専門医につながということをやっておりますので、そういった日ごろの事業の中で、医療センターとは連携をとっておりますので、そのへんもうまく機能しておると考えておりますので、そのへんもうまく機能しておると考えております。以上です。

〔金谷君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 5 番目の町の特別養護老人ホームの設置、町長は、現状では、佐用町では、そういう施設が多いから、第7期の計画では予定はないということですが、特別養護老人ホームの町内4カ所あって、定員も言われましたけれども、待機者というのか、複数の施設に対して申し込んでおられると思うんですけれども、待機者の数は、どのぐらい把握しておられますでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 特養の待機者ということでございますが、平成29年4月1日現在の数で申し上げますが、特養への申込者数でございます。申し込んでおられる方が、144人でございます。そのうち、入所の必要性が高いという方を待機者という定義を兵庫県ではしております。それは、どういった方かと言いますと、在宅者で、特養への入所コーディネートマニュアルというものがあるのですけれども、それは100点満点で必要性が高いという判断がされるわけなんですけれども、そのコーディネートマニュアルによる判断が80点以上の方と、そういった定義されているんですけれども、そういったものに該当する方が、先ほどの144人のうち11人いらっしゃるということでございます。

それで、特養の定員、先ほど、地域密着型も含めて、283人あるわけでございますけれども、毎年、30人ぐらいの方が入れかわっておられます。ですから、その待機者が、その30人の範囲内であれば、まあまあ、待機の期間が短くて済んでいるのかなというふうに、私は、考えておるところでございます。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 144人のうち、緊急性があるのは11人、それで30人が入れかわるから足りているのかなということです。

144人の方も、やっぱり申し込まれている以上、重なる部分もあるのでしょうか、

どの方も、やっぱり入所待ちの、その緊急性が高くないと判断されているかと思うんですけども、その中では、やっぱり施設が多いとはいえ、佐用町内でも、やっぱり施設に入りたいという方があると思うんですけども、その点で、1つは町営の特別養護老人ホームの提案をしましたけれども、施設はつくる。つくって運営は民間の介護事業者に任すというほう、町長もそれ、状況がなれば、そういうふうになるかなということも、先ほどの答弁でも言われましたけれども、その4つの事業所、町内にありますから、それで、その方は事業を、新しく建ててやるというのは、なかなか経費的にも難しいと思うんですけども、町が、そういう施設の整備はして、運営は介護事業者に任すというふうな方法もあると思うんですけども、町長は、そのへんはいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それが、どうしても必要であれば、そうした手法は、当然あります。

ただ、今、先ほど課長が申しましたように、確かに、申し込み者は140人余りある。ただ、実際には、特別養護老人ホームだけではなくて、町内には老健施設、また、病院のほうで、今度、介護医院という形に変えようかというふうになっていますけどもね、そうした施設も既に、また、病院に入院とか、そういう方が、かなり多いわけです。

だから、実際に課長が申しましたように、11人というような形で、在宅で、家族の方が介護されたり、そういうふうな緊急性が高い。こういう人が、そういう人数だということの実態が、実際、佐用町は、そういう実態にありますので、だから、特別養護老人ホームを、新たに町内につくるということは、今のところ緊急性を見れば、ないという判断をしているということでもあります。

そういうことが、もっともっと必要性が出てくれば、当然、町が、町営で運営をする必要はありません。こうした事業が、既に、民間で、それぞれが実施されているわけですから、現在の施設が、増床をされるということも1つの方法でしょうし、また、新たな事業者が、参入を申しこまれるというようなこともあろうかと思えますし、それはそれで、その方法としては、いろんな方法はあると思います。以上。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 認知症に限らず、介護事業、全体も含めて、このたびの質問では、認知症の対策についてお伺いしましたけれども、今後、2025年に向けて、認知症患者も、認知症の方も増えてくるということですから、佐用町でも計画、これ実際に第7期の計画が、ほんまにこれが認知症の方が、実際にこの地域で佐用で住んで、それが住み続けられるような計画になるよう求めて、この件については、終わります。

次に、捕獲鹿の有効活用について伺います。

鳥獣による農作物被害が大きな問題となり、2007年には、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法が制定され、本町でも侵入防止柵の整備や獣害駆除が進められてきましたが、この捕獲した鹿のほとんどが埋設処理されています。

一方、鹿の肉をジビエやペットフードに加工したり、皮革として商品化するなど、全国各地で捕獲鹿を地域資源として有効に活用することで被害軽減につなげていく取り組みが

されています。そこで伺います。

捕獲した鹿をジビエ、ペットフード、皮革商品として流通させる施設、態勢が必要ではないか伺います。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの２点目のご質問でございます捕獲鹿の有効活用についてお答えをさせていただきます。

ご質問の捕獲した鹿をジビエ、ペットフード、皮革商品として流通させる設備、また、体制が必要ではないかということでございますが、兵庫県では、ジビエの利用拡大を加速するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりつながったモデル地区を整備して、ジビエの利用量を平成 31 年度に倍増させる政策を立てられております。

この取り組みは、中核保冷施設や中核処理加工施設、移動式解体車、保冷車等の整備を支援するもので、これらを活用し事業を行う組織として、兵庫県シカ・イノシシ丸ごと 1 頭活用コンソーシアムとしてスタートさせております。この事業では、食肉やペットフード等の安定供給や需要拡大の推進などを掲げ、ICT による捕獲情報の共有や処理肉の在庫情報の把握など可能とする情報管理システムの構築などに取り組んでいきます。

町では、既に、ひょうごシカ肉活用ガイドラインに基づいて助成して整備した猪鹿庁、さよう猪鹿工房といわれる施設も含めて、この事業に参加をし、ジビエ利用増に取り組んでおりますが、現在のところ、町内の取り組みにつきましては、猪鹿庁で年間鹿約 100 頭、イノシシ約 40 頭。さよう猪鹿工房で、鹿 6 頭の解体、販売等を平成 29 年度行っていますが、需要があるものに対して食肉を供給しているのが現状であり、ペットフード、皮革の供給までには至っておりません。

ジビエとしての活用では、食肉を前提とした捕獲・止め刺し技術を有する捕獲者の育成が必要であり、また、肉質劣化の防止策としては捕殺後の迅速な処理施設への搬入などの対応が必要となります。また、鹿を供給する側としては安定した供給が必要でありますので、この供給が安定しないのが一番大きな課題となっております。現在、猟友会も高齢化が進み、これらへの対応が困難な状況下にあるわけでありまして、また、設備の導入については、各種補助制度がありますが、整備後の維持管理費は、当然、設置者の負担という形になりますので、安定した需要や供給が見込めない状況の中では負担が高く、さらなる施設導入には至っていないのが現状であります。

鹿処理施設を導入した業者からは、町内で鹿を 3、4 千頭ほど捕獲を行っているが、地形的に迅速な搬入に対応できる場所は少なく、保冷車や移動式解体処理車を導入しても、その台数不足や維持管理費、それらにかかわる猟師等の人件費等を考慮すると利益は非常ににくいと言われておりまして、現在のところ、これらの観点から、町では新たな施設を整備しても運営は、なかなか困難であるというふうに判断をいたしております。

ただ、そうしたジビエ倍増モデル整備事業、県が、そうしたコンソーシアムを立ち上げて、町としても、それに一応、加盟をさせていただいておりますので、今後、地域資源としての、こうした活用について、町猟友会とも協議しながら検討は継続して行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） これまでに、県の事業と合わせて、そういうふうなのやられるということですが、鹿の捕獲頭数を平成 28 年度ですけれど、決算が出ていますけど、その中で、平成 28 年度の駆除頭数が鹿が 1,250 頭、それから、県のシカ緊急拡大事業の負担金が 1,982 頭というの決算で上がっていますけれども、この捕獲した、駆除した鹿について、最初の質問でも多くが埋設処理されていると。佐用坂に持って行ってということなんですけれども、この捕獲したうち、どのぐらいが、今、町でやっていた猪鹿庁なり、田此の施設なりで、どれぐらいが、この駆除した分のうち回されているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 先ほど、町長が申されましたように、猪鹿庁におきましては、鹿が例年 100 頭、自分たちで捕られた分を中心に処理されております。

もう 1 つのさよう猪鹿工房につきましては、平成 28 年度分につきましては 7 頭、平成 29 年度分につきましては 6 頭ということで、需要がある分しか処理ができていないのが実情でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 駆除したいうても、そこで全体、自分たちで捕ってきた分も含めて、この頭数だと。決算上のここに上がっている数字、この駆除した分だけではなしに、ほかの分も含んで 100 頭というふうなことでよろしいでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 猪鹿庁につきましては、班編成で駆除隊のほうを実施されておりますので、その班が捕られた 100 頭部分だけでいうふうに聞いております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） そのように、なかなか、課題も町長が、今、上げられましたけれども、全国でこういうふうな鹿の駆除については、兵庫県もやっていますし全国でやられている中で、町長も言われた課題の 1 つがジビエ流通の課題としては、1 つが食品衛生法の管理、ジビエ、肉として売るときには、食品衛生法のことがあると。

これについては、食品衛生法の関係では、野生鳥獣の肉を市場に流通させる場合に、都

道府県の基準に適合する食肉処理業の許可を得る。

それから、食肉処理の衛生管理では、厚生労働省が定める食肉調理・保存基準、都道府県の条例で定められた管理運営基準を遵守するということが求められている。これが食品衛生法上の1つの課題、これはネックになるというふうに言われているんですけども、今ある町の施設、2つありますけど、補助した施設がありますけど、この食品衛生法上、町の2施設については、クリアしているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 町内におきましては、ジビエの加工施設につきましては、今現在、2社のみが可能となっておりますというふうに、私どもも理解しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10番（金谷英志君） 食品衛生法の次が、町長も言われました安定供給ですね。安定供給への課題があると。これについては、なかなか山で撃った分については難しいというふうな認識でしたけれども…。それから、安定供給ができないということと、それから、それに連動して価格ということがありますけれども、価格については、捕獲・運搬・処理の間から、ジビエは一般に高価格であると。鹿肉の卸売価格の相場は、ロース肉100グラム当たり412円、モモ肉297円、これは輸入牛や豚肉よりはるかに高いそうです。国産牛と同程度の価格ですから、高いから、なかなか売れないというふうなこともあるんでしょうけれども、これについて、猟友会なりと相談するということもあるんでしょうけれども、してやっていく、価格の安定供給について、それから、価格の引き下げにもつなげていくようなことが求められると思うんですけども、実際に、今の課題は、それわかるんです。課題としてあるのはわかるけど、これを課題として捉えて、それから、これに対して、どう対処していくかということについては、今のお考えは、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） その件につきましては、今現在、国のほうでジビエ増産モデル整備事業という事業が、昨年度末から場所選定が行われまして、本年度から着手し、平成31年度から実施するという計画で、今現在進められております。

当初は、全国で12カ所程度、そのモデル地域を選定するというので、募集があったわけでございますけれども、先ほど、町長のほうから説明がありましたように、兵庫県の丸ごと1頭のコンソーシアムということで、兵庫県1つとして手を挙げまして、選定を受けております。

今年の3月に農水省のほうで、全国17カ所が、そのモデル地区として選定を受けておまして、その計画によりまして、県内を播磨ブロック、但馬ブロック、淡路ブロックの3つのブロックに分けまして、その中心となる処理加工施設を、それぞれのブロックで選

定し、そこを中心にジビエを運搬して収集する。それぞれの地域に中間貯蔵施設、一旦、保留するところを確保するといったことで、処理数を一気に集めて処理価格を軽減すると。そういった中で販売促進のほうも、その事業を中心に進めていこうという計画が立ってございます。

今現在、考えられておりますのが、年間 1,000 頭から 1,500 頭を処理しないと黒字化はできないといった見積もりでございますので、我が佐用町だけで処理を行うと処理できないジビエ等もございますので、それらを踏まえると、事業化から言うと、やはりこの全体での取り組みに参加して、より利用していただくような方向での取り組みを、今後、進めてまいりたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） そういうふうな県全体の取り組みの中でやられるということですが、けれども、猟友会の実際に捕る場合、1つの課題があるのが、売り物になる肉が少ないというのと、それから、鹿の捕獲方法が猟銃で撃った場合、肉に入ったら大腸菌が飛び散ると、ですから、肉としてできないから、それ撃ち方にもあるんだと。

それから、わな猟にかかった場合でも暴れていると打ち身になって鬱血したり、体温が上がって「蒸れ肉」になると。臭みがあって食べれないというようなことがありますから、実際、その県のほうの事業として、佐用町もそれと一緒にやっていくという中で、猟師さんについて、こういうふうな講習も必要かと思うんです。撃ち方とか、捕り方とか、それから…実際に捕獲したりされるのは猟師さんで猟友会の方ですから、そういうふうな講習なんかも必要かなと、全体の計画の中では、そういうふうな猟友会との協議の中では捕獲についても協議されるという予定でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういうふうには、肉の肉質を保つためには、どういうことで、弾を鉄砲で撃ったら、どういう状況になるか。こういうことは、もう講習をするまでもなく、猟師さんは一番よく知っておられるんですね。

猟師さんのほうから、そういうふうには、例えば、銃弾が当たってしたような肉は、それは、少なくとも大腸菌だけではなくて、血が回って肉質が非常に悪くなって食べれないとか、ただ、猟師の方も、狩猟される方も、実際に、なかなか野生動物が、そんなに頭だけを狙って、首から上だけで、そんな撃てるような状態じゃない。やっぱり来たものを、即、銃で捕獲した時には、状態のいいものを持って帰って、それで処理をされていると。

だから、猪鹿庁のとこなんかを見ても、100 頭ほどというのは、自分たちでできる限り、そうした捕獲の仕方をされております。実際、私ら聞いてもね。

でも、そうは言っても、全てそういうふうには、なかなかうまく捕れない。だから、その中で、もっともっとたくさん捕っておられるんですね。そういう中で選んで処理をしている。

ただ、そういう中で、処理をするのにおいても、やっぱり 1 頭を、皮を剥いで枝肉にし

て、全部処理していくというのは、本当に手間のかかることで、なかなか専門技術も要りますし、1人の方が1日に5頭も10頭もできるものではないんですね。

それと、やっぱり鹿肉というのは、高いというのは、やっぱりところを取ろうとすれば、本当に手間をかけて処理しないと、いい肉が取れないということと、その肉の取れる量が、やっぱりイノシシなんかと比べると、非常に少ないんですね。それで、残渣のほうが多いです。

やはり、よその処理場のことを聞いても、その残渣、内臓とか骨とか使えない物、そういうものの処理というのが、非常に困っておられるというのがあります。

ただ、県のほうとしては、こういう丸ごと1頭活用コンソーシアムということで、いろんな事業者と一緒にあって、取り組もうということを考えております。

ただ、なかなか、これが現実、実際に、そういうふうによくいけるかどうかというのは、私も疑問なところがいっぱいあるんですけどね、ただ、やってみながら、やりながら考えていかなきゃいけないところもありまして、それに加入をして、町としても、それに参加できる部分については、できる限り参加をしながら拡大に努めていきたいというのが、今の状況です。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 丸ごと活用するということでは、皮革、それからペットフード、人間が食べるジビエとしては、なかなか基準をクリアするのは難しいことでもあるんですけども、丸ごと活用する中で、県の事業の中で、計画の中では、全体で鹿が利用できるのは、鹿肉、ジビエ料理に限らず、先ほども言いました革や、それから角なんかも、小鹿でしたら、若い小鹿の角でしたら漢方薬なんかにも利用できると。それから、骨なんかもペットフードの一部にして使えるとか、そういうふうなことがありますから、丸ごと活用する場合に、それも含めた皮革なり角なり、ペットフードにするとか、それも含めた中で、丸ごと活用、県の事業としてはやられるという計画なんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） おっしゃられましたとおり、播磨地域は皮革が中心に発達しておるということで、県の計画におきましては、革の計画というのは、当然、入ってございます播磨ブロックでは皮革を利用してということで、計画の中に上げていただいております。

あと、漢方薬というのにつきましては、ちょっと、兵庫県のほうが、今のところございませんけれども、確かに、漢方薬として使われているというふうなお話しも聞きますので、そのへんも含めて、今後、会議等ございましたら、そちらのほうで、話を詰めていきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 捕獲の鹿の有効活用については、県のほうでやり、それも町も一緒になってやるということですから、捕獲、鹿の農林業の被害を軽減するという意味でも鹿の捕獲肉の活用を、さらに進めていっていただきたいと思います。
質問を終わります。

議長（山本幹雄君） 金谷英志君の発言は終わりました。
続いて、4 番、千種和英君の発言を許可します。

〔4 番 千種和英君 登壇〕

4 番（千種和英君） 4 番議席、千種和英でございます。本日は、通告に基づいて2 問の質問をさせていただきたいと思います。

まず1 点目でございます。定住促進の観点からの生徒のキャリアコーディネートをどう考える。

人口減少・高齢化は、本町にとっての最大かつ重要な課題であることは今ここで改めて言うまでもなく、町当局はもちろんのこと住民の皆さんも認識の事実であり、それに対し、さまざまな策を講じているのも現実であります。

私自身もこの場からも何度となくこの点に関しての質問をさせていただきました。

今回は生徒のキャリアコーディネート、キャリア教育の視点から町当局の姿勢を伺います。

今回注目するのは、町内の中学校・高校への進学状況です。教育さよう第 32 号によりますと、本年4 月1 日現在の佐用町の中学校の生徒数は4 校合計で、1 年生 120 名、2 年生 119 名、3 年生 114 名となっております。本年度においては、町内の小学校から7 名の生徒が町外の中学校に入学したと聞いております。また、以前からの区域外の通学生徒もおります。今年度の区域外通学の生徒の人数は把握しておりませんが、その人数はどうなっており、この数年間の動向はどうなっているのでしょうか。

また、その要因は、何であると考えていらっしゃいますでしょうか。

また、高校への進学も同様でございます。町内の中学を卒業した生徒の高校入学時に地元を離れる人数の近年の推移はどうなっており、その要因は何であると考えていらっしゃいますでしょうか。

生徒・親御さんのニーズが多様になり選択肢も多い現状において、何を学びたいか、何をしたいかで、その実現に向けての努力を重ねた結果の進路選択は、大いに賛成させていただき応援をさせていただいております。ただ、その後の就労時に故郷佐用をその地に選んでもらえる施策の必要性を感じておりますが、いかがでしょうか。

キャリアコーディネート、キャリア教育、学生時代に将来の志向を身に着ける必要を感じておりますが、いかがでしょうか。

以上、こちらからの質問とさせていただき、もう1 問については、議員席のほうからさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、千種議員からの質問にお答えさせていただきます。

定住促進の観点からということで、教育委員会の立場ではないんですけれども、中身を見ますと、生徒のキャリアコーディネートを、どう考えるかということと、進路状況についてのご質問が多くありましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず初めに、町内の児童生徒の地元の中学・高校への進学状況についてお答えいたします。

平成 30 年度、小学校卒業生 129 人中 10 人が町外の中学校に進学しております。進学先は受験によって、県立大附属中学校が 6 人、白陵中学校 1 人。部活動を理由に上郡中学校と龍野西中学校にそれぞれ 1 人、合計 2 人。その他地理的な特殊事情で 1 人。これは、播磨高原東中学校に進学しております。

なお、この 3 年間では、32 人の生徒が町外の学校に進学しています。進学先は、受験によって県立大学附属中学校への進学が 13 人、それから、私立中学校が 5 人、部活動を理由とした町外の公立中学校への進学が 10 人、その他の特殊事情により 4 人ということになっております。

町外への進学が増えているのは、県立大学附属中学校が開校した、平成 19 年 4 月、これに伴い、受験によつての通学可能な進学先が増えたことと、部活動を理由とする区域外就学が増えたことが要因と考えられます。

次に高校への進学ですが、平成 30 年度は、中学校卒業生 131 人のうち 63 人が佐用高校に進学し、51 人が他の県立高校に、10 人が私立の高校に進学しております。

この 3 年間では、卒業生 431 人中 239 人が佐用高校へ。パーセントで言いますと 55.5 パーセント。他の公立高校へは 135 人。パーセントで言うと 31.3 パーセント。私立高校が 33 人、約 7.7 パーセントとなっております。

平成 27 年度から県教育委員会では、学びたいことが学べる学校の方針のもと、高校の学区再編と普通科の複数志願選抜を導入しております。全県募集の学科もありますが、旧西播磨学区と姫路・福崎学区が統合され第 4 学区となり、第 4 学区内の学校を受験することが可能になったことと、また、普通科と総合学科においては、複数志願選抜制度が導入されて、願書に第 1 志望、第 2 志望を記載できるようになったことも佐用高校以外への進学が増えた要因と考えております。

続いて、就労時に佐用町を選んでもらえる施策の必要性についてでございますが、教育委員会としては、定住促進に直結する教育活動をお示しすることはできません。今年度の教育委員会の一般方針の基本理念の中に、「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」を掲げていることから、児童・生徒が思いやりの心やふるさとの自然や伝統文化を大切にしてい、生涯を通じ「ふるさと佐用」を愛する心を持ち、未来を担う人に、そして広く社会に貢献できる人に育ててほしいとの願いを込めて、各学校で、ふるさと学習などの教育活動を行っているところでございます。

また、県教育委員会の指導の方針に基づき、小中高の発達段階に応じたキャリア教育を実践しております。キャリア教育とは単に進路指導や職業教育をするだけでなく、子供たちが生きる力を身につけ、社会の変化に流されることなく、それぞれが直面するであろうさまざまな課題に、柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるための教育でございます。

本町の小・中学校では、まず、自立の基礎となる各教科の基礎的な学習内容のしっかりとした定着を図ること。そして、道徳の時間、児童会、生徒会活動、学級での係活動や清掃活動などを通して、児童生徒が学ぶことや働くことの意義及び協力することの大切さを実感する取り組みを進めているところでございます。

特に中学校におきましては、トライやるウィークにおける職場体験、ボランティア活動を学習計画に位置づけて実施をし、自らの進路実現の一助となる体験活動、勤労観・職業

観を養う教育活動を展開しているところでございます。

教育委員会といたしましては、こうした、ふるさと学習及びキャリア教育により、本町に住んでいる児童・生徒がふるさとに愛着を持ち、将来は、ふるさとで、自身の夢をかなえていくことを願い、長期的な視点に立って、定住促進に位置づけているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） はい、何点か再質問をさせていただきます。

教育長のほうからも冒頭に話がありました、僕自身も、今まで、学生の運動面、文化活動等々、教育支援という立場から定住促進につながるかという提案なり質問をさせていただいたんですが、定住促進というのを全面に出しておるんですけども、やはり内容から教育長が答弁ということが多いのですが、今からの再質問、何点か教育長とやりとりをさせていただきます。

その後、最後に、町長できましたらご意見を頂戴したいと思うんですけども、あらかじめお願いしておきます。

先ほど、県教委の取り組みでキャリア教育を実践されています。故郷教育をされていますということなんですけれども、そういったキャリアコーディネーターとかの専門職というものの配置というのはあるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 県のほうからも含めまして、今のところはございません。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 千種君。

4番（千種和英君） そうですね、私、その定住促進、または、まちづくりという観点でずっと言っているんですけども、昨日もほかの議員の方からありました。子供たちが出ていくよという話をした時に、住民の方からよく言われるのが、働くところがないから、この町で暮らせないんだという話をされるのですが、昨日も町長の答弁にありましたように、町の第2次総合計画で謳い、また、定住自立圏構想で取り組んでおります西播磨科学公園都市での企業誘致というので、当然、企業も張りついてございます。

また、町内の企業の発展のためにということで、今後ですけれども、設備投資によって、固定資産税の優遇措置を行うというような制度の設計、取り組みというのは評価をさせていただいておるんですが、実は、その科学公園都市の企業さんですね、具体的に言うと、理化学研究所の担当者の方と話をしていますと、なかなかやはり、この地域内に人材が不足しているだと。SE、特にシステムエンジニアなんですけども、そういった方を育成してもらおうと、どんどんと受け入れたいけれども、なかなか地域では、企業人材が不足し

ているんだというような話を伺っております。

そういったところは、先ほどの答弁の中では、なかなか直接の職業、進路指導と今の教育をくっつけてはいないということなんですけども、地域の環境として、そういったことがあることは、ご理解はいただいておりますでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 視点が外れるかもわかりませんが、今、理化学研究所等に就職を云々と言われましたけれども、やはりそこに必要になってくるのは、私は、学力だと思いますね。体力だけで、理化学研究所には入れないと思うんです。

ですから、今、最初に申しましたように、今、小学校、中学校でやっている、一生懸命やっていることは、基礎学力の定着、学力促進であると。学校の本文を、私は、ずっと言っていますよ。勉強することだと。そして、同時に心の教育をしていくということを常々言っておりますので、そうなってくると、だんだんと、当然のことながら進路はどこへ行くか。進学先ですね。その後は、自ずからわかることではないかなと思います。

その後の進路について、じゃあ理化学研究所に行きなさいということが、学校からの指示ができるかいうと、当然、それはできません。本人の選択の中でやっていただくことですので、そこまでのタッチは、学校教育の中ではできないというように申し上げておきます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 千種君。

4番（千種和英君） そのとおりだと思います。

基礎学力というのは、当然、一番最重要課題ではあると思います。

文部科学省のほうから出ています、このキャリア教育とはというのを、昨日も僕、読ませていただいたんですけども、結局、それは、あくまでも進路指導、就職指導というのじゃなしに、どうしても、今、世の中の環境が大きく変わっております。社会環境の変化でございまして。雇用システムが変化し、働き方が、どんどん変わっております。そういった中で、基礎学力とともに、どういった働き方があるのか。どういった形で、今、目標をつけるのか。ただ、漠然と勉強しなさいと言うよりは、将来、どんなふうになりたいかというのを、児童・生徒の時代から育むというのも必要ではないかと思うんですけども、もう一度、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） その件については、当然のことだと思います。

ですから、キャリア教育につきましては、兵庫県のキャリア教育は、全国でもトップクラスの歴史もありますし、ご存じのように、議員のほうもご存じだと思いますけれども、県のほうがこういった形で、ひょうごキャリア教育指導事例集というふうな形で出して、

子供たち全員の、このキャリアノートというのを持たしております。このキャリアノートの中身というのを見られましたでしょうか。

4番（千種和英君） いえ、見ていないです。

教育長（平田秀三君） 全ての児童・生徒は持っておりますので、ご覧になったらいかがかと思うんですけども、小学校の段階から自分の夢を書いていく。そして、それが年ごとに1年生、2年生、3年生ごとに、どう変わっていったか。そこに、こういった進歩が見れるよ。こういうようなものもあるよというのは、常々やっておるんですが、ただこれ、教科として学校教育は位置づけていません。

国語の時間、算数、音楽、道徳、体育、全ての教科、特別活動も含めた全ての教科の中で、そういったキャリア教育と言われるような子供たちに夢を持たせて、どんな職業があるのかな、どんな職業に就いたらいいかなと、そういうことを教えていきましょう。常々言っていきましょうというのが、今回のこのキャリア教育なんです。

ですから、そのキャリアノートをもとにして、子供たちにフィードバックさせて、ああ、僕、こんなこと書いていたなど。こういう思いをしていたなということがわかる。

そして、さらに次のステップとして、それを今度イコール、友達同士も交換し合う。意見を言い合う。ああ、そんなところがあるのか。そして、選択肢を増やしていく。これが、今回のキャリア教育の大きな狙いではあります。

もう1つ言わせてもらおうと、県のほうの指導の中にもあります。子供たちが将来社会的、職業的に自立して、社会の中で、自分の役割を果たしながら…ここですね。自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育、これがキャリア教育だと。

ですから、あくまでもキャリア、キャリアと言うと、全てその部分を何か変な誤解をされるんですけども、そうではなくって、キャリア不足のキャリアとは違うんですね。

ですから、キャリアというのは、自分たちの夢を持って頑張っていこうよということを、それを友達同士で分ち合おうというのが、今回のキャリア教育ですので、答えになったかどうかわかりませんが、私は、そのように考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 先ほど言いましたように、やはり当然、今、そういった形で取り組んではいただいているんですけども、私たち、その経済人、私もちょっと経営者の立場から言わせていただきますと、非常にやっぱり社会環境の変化というのは大きいんですよ。その中で適合していくためにというのは、やはり基礎学力とともに、そういったところの認識は必要なのかなと思っておるんですけども、その中で、まちづくりの事例として、全国から注目を集めております隠岐島、海士町ですね、我々も以前に、議会のほうでも視察に行ったんですけども、この高校の取り組みというのは、直接は、お伺いはしていないんですけども、隠岐島前高校の魅力化プロジェクトというのはご存じですか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） テレビで拝見し、興味を持っております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 千種君。

4 番（千種和英君） それを、ちょっと資料を読み上げさせてください。

魅力化プロジェクトは、従来の知識教育中心の授業を大きく変えた。現在、島前高校では、地域に根差したキャリア教育が柱の1つとなっている。1年次は、学習の土台を築き、視野を広げ、進路の方向性を定める。2年、3年次には、特別進学コースと地域創造コースに分かれ、前者、特別進学コースは進学を目指す生徒の学力を伸ばし、後者、地域創造コースでは島の地域資源を活用。体験・課題解決型の学習を促す。

こういった方向性で取り組んだところ、近年は島外からの進学者も後を絶たないというようなことですが、これに対して、先ほど、興味は持っていただいているようではありますが、こういった取り組み、もう一度、感想をお聞かせください。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） そのことによって島外からの住人が増えて、そして定住につながっているというような情報をテレビからは伺っております。

ただ、それはあくまでも、それぞれの地域で、高校教育の中でやっていることで、それを、私の立場から言うと、高校教育について、何も申し上げることができないわけで、小学校、中学校で、じゃあそれをやるかという、当然、それは不可能です。

現実的に、今、近隣の高校におきましても中高一貫教育であったりとかいうような特区の中で進めておるわけですが、なかなか、そういったところを、今、ベースに今言われたような、隠岐島のベースに佐用云々というのは、ちょっと考えの中にはありません。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 千種君。

4 番（千種和英君） 質問の仕方が、高校の教育になりましたので、当然、佐用町の教育委員会が、直接のところじゃありませんので、そうなのですが、通告書で言いましたように、やはりこの町、人口が、どんどん出て行って流出していく。それが、中学入学時代、高校入学時代ということで増えておるので危惧しておるという面で話をさせていただきました。

そんな中で、昨年1月でしかた、ニュースとして発表されました佐用高校の県外からの、岡山県からの越県入学、ごめんなさい、僕のほうが資料不足なのかもしれませんが、発表された時は、2019年度の入学から導入を目指すということで発表されたと思うんですが、そのスケジュール的には、今度、2019年4月の入学からでよろしいのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） 来年4月入学時の生徒から特区として、大原、西栗倉（東栗倉から西栗倉に訂正あり）、そちらからの入学を許可するというで聞いております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 来年4月から、まだ、この時期だとわからないのかどうかわかりませんが、そういった形での要望、ニーズ、予定とかいうのがわかっているようだったら教えていただきたいんですけども、どのような見通しなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 大原も西栗倉（東栗倉から西栗倉に訂正あり）も佐用と同じで児童数も生徒数も激減の中ですので、当初、話した段階では、10名足らずの入学になるかなと、これはあくまでも想像です。受験ですから、人数はわかりません。

ただ、ご存じのように、この4月から佐用高校も普通科が1クラス減になりましたので、そういった中でいきますと、それでも佐用町内の卒業生からすると、約半分以上の枠を佐用高校持っておるわけなんですけれども、それを全て埋めていかないと、佐用高校の存続の関係もありますので、いろんな面で苦慮していただいて、今回の結果がありがたいなというようには思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 千種君。

4番（千種和英君） わかりました。

それと、先ほど、私も、やっぱり経営者の立場からいくと、本当に社会環境が大きく変わっているという中で、これも教育長に質問して、どうなのかとは思いますが、教育長答弁なのでお尋ねしますが、先ほどから言いました、こういった働き方が、どんどん変わっているという中で、3月の一般質問でもさせていただいたんですけども、佐用町の地元の若者の働き方というのも、非常に変わってきております。

今現在、先月、駅前で開設をされましたコワーキングスペースというところについて、こういった場所なのか、こういった仕事をするとところなのかというような認識はございますでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） それ、教育長としての質問なんですか。平田個人への質問なの
ででしょうか。それとも、町からの考え方ということになると、私のほうからは答弁しにく
いので、平田個人であれば、コワーキングスペースについても若干の知識を持っておるつ
もりなんですけれども。はい。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 千種君。

4 番（千種和英君） 教育長じゃなしに、平田…個人で結構です。

議長（山本幹雄君） んっ、これは…まずいな。議会の答弁なので、個人のということ
になると、ちょっとこれはひかえてください。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4 番（千種和英君） 訂正いたします。

実は、別に個人を攻撃しようかと思っただけじゃなしに、先ほどから言っています、
本当にやっぱり今から次の世代、子供たちが働くという働き方が、非常に変わってきてお
ります。

そんな中でコワーキング、これも資料を読み上げますけれども、コワーキングとは、独
立して働くフリーランスや起業家、あるいは企業に所属していても固定化されたオフィス
に縛られないノマドワーキング、遊牧民のような働き方が可能なビジネスパーソンが1カ
所に集まり、事務所設備や会議スペースなどを共有しながらそれぞれの仕事を行うワーク
スタイルのことです。そして、その働き方を支援する共有オフィスの環境、それを
提供するサービスをコワーキング・サービスといいます。

そういった形で、本当に働き方、以前から、僕、質問の中でもさせていたでいるん
ですけれども、佐用町においては通信環境の整備等々整ってまいっております。

そういったことを、今からの児童・生徒、そして、その保護者の方に、こういったこと
を、先ほどから言っていますキャリア教育も、当然、子供たちにもそうなんですけども、
今の住民の方、親御さんたちに示していくことで、この佐用町を次世代を担っていただ
けるような人材が育つんじゃないかなという形で、こういった質問をさせていただいてお
ります。

決して、教育長の知識に対して、責めようとか、そういった気はありませんので、すみ
ません、よろしくお願いします。

といったことで、何点かの再質問をさせていただきました。

申し訳ないんですけれども、町長、先ほども冒頭に申し上げました、何とか、この佐用
町を担う世代、人材を育成するために、何とか、この町で働き方、また、そういったキャ
リア教育というのをやってはどうかということ提案、質問をさせていただいてお
るんですけれども、町長の立場からはいかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君）

町長。

町長（庵途典章君）

いろいろな話が出た中で、それをコメントまとめてと言っても、なかなか難しい答弁になると思うんですけども、やはり、こうして社会が、いろいろと違って、いわゆるグローバル化して、そして、これからの社会を担う人たちも、いろんな選択肢、仕事の面でも非常に広がっております。

地域、佐用町だけではない、日本だけではない。やっぱり世界中で活躍する人が、非常に増えております。そういう仕事が、どんどんと増えている。

それから、先ほどのお話のように、これまでのように固定した会社なり、固定したところで働くのではなくても、自分で、そうした情報通信、インターネットを活用して、情報産業のような、それもいろんなビジネスが生まれております。

ですから、そういうことは、これは教育という中で、教えというよりか、もっともっと既に、社会の中で、自然にずっとみんな子供たちも、これは小学校からというのは難しいですけども、はや高校ぐらいになってくると、それぞれが自分で、いろいろと選択肢を考え、いろんな情報のもとに将来を考えていくという、もう高校の時代から、そうしたビジネスやろうなんていうような子供たちも中にはいるわけです。

ただ、そうは言っても地域を支える人材、そうした地域で（聴取不能）する。いろんな仕事をしていただく。そういうことを1つの教育なりシステムとして行っていくという中で、高校で、今、隠岐の海士町の話がありましたけれども、そこはそこで、そうした高校に1つの漁業とか、そういうことを中心に人材を求めると、そこで、そういう教育をしていくという。

だから、それは、その土地にあった、また、仕事ができる内容のものを捉えて、そこを特化して、そうした高校教育をしていこうということで、全国からも募集をするということなんだと思います。

ただ、佐用町においては、そういうキャリア教育と言われるものについては、既に、佐用高校が以前から、これは農業という面において、農業科学科というのが、今現在もあるわけです。私は、そういう点において、佐用は漁業はできないので農業、こういう点を、佐用高校の中で、新たに農業に取り組める人材を、そうした意欲を持った人たちを育てていくという、この教育というのは、当然これまでも必要ではないかと、ぜひそういう方向で、新しい農業技術、そうしたものを教育として、まず、基礎教育として教えていただいたと、そういう教育ができないのかということ、お願いをしているわけです。

ただ、そういう中で、中学校なり義務教育でできることは、そうした進路指導という中で、いろんな選択肢がある。だから、それにここへ来なさいじゃなくって、こういう考え方、その子に合ったものは、こういう仕事、将来に向けて、そのためには、こういう進路が適当ではないか。いいのではないかなというような、やはり、そうした指導というのはできると思うんですね。

それが、子供だけではなくって、まだまだ自分で判断ができない、まだ年齢の中で、保護者等において一緒に将来を考えると、非常に幅が広くなりすぎていますから、なかなか選択しても最後は1つに決めていかなきゃいけない。そういう、絞って、決めていくということが非常に難しい点が非常に、今、学校教育、学校の指導、先生方の指導の中でも難しいところだと思います。

ですから、そうした今後、佐用町にも、そうした企業も、いろいろと昨日もお話がありましたけれども、たくさんはなかったとしても、でも、今、町内で、例えば、そうしたグローバルリーのような、本当に日本を代表するような企業、子会社ですけどもありますし、また、横山基礎さんのように、これも特殊な技術を持って、日本中で、そうした事業、大

きな現場で活躍をされている企業もあります。

そういう企業の紹介とか、こういう佐用の中でも、こういう企業は、こういう面で、将来に向けて、また、こんな技術開発もされていますよというような、こういうことは、やっぱり情報として、なかなか全部を伝えるということは難しいですけども、そういうことも、ある程度、その全体の学校教育なり活動の中で、生徒たちに情報として伝えていくということも1つのキャリア教育ではないかなというふうに思います。

あまり答えになっていませんけども、以上です。

[千種君 挙手]

町長（庵途典章君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 先ほどの答弁、最後にあまり答弁になっていないかもしれないですけどという話があったんですけども、僕は、実は、それを一番求めておるところでございます。

ないものねだりじゃなしに、進路指導というの、先ほど、答弁途中で言われましたように、こうなさい、ああしなさいじゃなしに、こんな働き方があるんですよというような情報を知ることによって、そこに向かって努力をするというようなキャリア教育ができたらなというふうに思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、この質問最後でございます。途中で中学校、高校の進路についてというところが、通告書のところにありました。これ、以前も紹介させていただいた本、2年前の本なので、ちょっと古いんですけども、まだ、変わっていないと思います。佐用町でも、そういった形で子育て支援という形で、いろんな施策をされております。

私自身、子育てをしている世代で、いつも感謝をしておるということは伝えているんですけども、ちょっと、考えていただきたい記事があります。

人口減少対策の成功事例として有名な長野県下條村は、近年急激な人口減少、人口流出に陥っている。下條村の人口減少対策は、子育て支援を中心に行った。子供の医療費を無料化、保育の充実などメニューは多岐に及ぶ。とりわけ強化したのが、子育て世代が格安な価格で入居できる公営住宅の整備である。という形で、子育て支援の策をたくさん打たれておりました。当然、全国でも有名な成功事例として紹介されましたが、減少が減少しているんだ。

これがどうしてか、この著書によりますと、第1の理由は、周辺の自治体が成功事例をまねたから。格安住宅や子育て支援策を、ほかの自治体も横並びでまねた結果、下條村だけに存在した価値がなくなった。ということで、人口が流出したのではないか。

そして、第2の理由は、子供が成長するとライフサイクル、括弧キャリアの節目で移住、人口の流出が起きる。すなわち、子育て期間に子育てのしやすさで流入した家族が、教育機関への移行期に教育という新たな価値観に基づいて流出しているというのが、この村の現状だそうです。

今の支援策は、非常に感謝をしておりますが、それにつけ加えて、その世代が、外で、また、この佐用町を担う人材になっていただけるような子育て支援から教育支援という考え方をお願いして、この質問は終わります。

続いて、次の質問にまいらせていただきます。

観光産業・観光施設・観光イベントの今年の事業計画は。本町への入込客数の多い夏休みが間近に迫っております。毎回終了後にその検証を伺っておりますが、今回は以下の項目についての事前に事業計画を伺います。

まず1つ目、佐用町南光ひまわり祭りについてでございます。地域、周辺部を含む皆さんのひまわりの植栽状況は、どうなっておりますか。毎年、僕はかかわっている方から課題として聞いておるんですけども、駐車場から物産テント村周辺へのお客さんの導線の検討等はされておるのでしょうか。

そして、2つ目が、南光自然観察村。予約状況と、今年の夏の収支の計画。そして、雇用状況は適正であるのか。

そして、3点目が、いなちくロングライド2018について。本年は、来年度、平成31年度以降の開催方法を模索しながらの開催。本年度開催は決定しておりますが、来年度以降の開催方法を模索しながらの開催というふうに言われておりましたが、それについての具体的な取り組みはどうされているのでしょうか。

以上、お願いいたします。

議長（山本幹雄君） 町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目のご質問でございます観光産業・観光施設・観光イベントの今年の事業計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、南光ひまわり祭りの事業計画でございますが、今年のひまわり祭りは、7月21日の土曜日から8月5日の日曜日までの16日間を予定をいたしております。

1点目の周辺部を含む地域のひまわりの植栽状況についてでございますが、天候の具合で播種が遅れた地域もございますが、漆野の段と本村、宝蔵寺、西下野、東徳久、林崎の6地域で、例年と同規模の約21ヘクタールとなっております。7月の月上旬から8月の月上旬まで1カ月間余り、ひまわり畑を楽しんでいただけるものと期待をいたしております。

2点目の駐車場から物産テント村周辺のお客さんへの動線についてであります。今年、南光保育園85台に加えて、南光小学校前の駐車場70台整備しましたけれども、これが増えております。歩行者の安全確保に努めながら、ひまわり祭り会場を経由して、ひまわり畑に行けるような誘導を検討をいたしております。

ただ、ひまわり祭りのほうも場所が当然期間によって変わってまいります。なかなか全てを来ていただいた方に、そうしたテント村のほうへ誘導していくというのは、ご存じのように、大変、導線的にも難しい面があります。いろいろな看板等を設置しながら誘導に努めていきたいと思っております。

イベントに関しましては、都市部との交流と佐用町からの情報発信の観点から幾つかの新しい今年は試みを計画をいたしております。

1つには、神戸市立須磨海浜水族園との連携事業として、ひまわり祭りにリクガメがやっております。貴重なリクガメの観賞や360度バーチャルリアリティー動画の水中体験ができるコーナーを設ける予定となっております。

それに先がけて、須磨海浜水族園では、6月3日に町と共催で、第1回ひまわりワークショップを開き、佐用町のひまわりや、また、関連商品のPRなども行っております。

また、情報の発信に関しましては、来客者自身がSNS等にアップすることにより、より多くの方に佐用町や南光ひまわり畑を知っていただくことを目的としたSNS拡散戦略型フォトラリー「おさよんを探せ」を展開する計画でございます。これは、会場内に設置してある看板と同じ表情のおさよんにスマートフォンをかざすことで、佐用町やひまわりをイメージしたいろいろなフォトフレームが現れ、記念写真の撮影と投稿により情報の拡

散を期待するものでございます。

そのほかにも、工作コーナーや子供の遊び場コーナーも計画をいたしております。

また、来客者の町内への誘導についても、マップ等の充実により引き続き努力をしております。

次に、南光自然観察村の事業計画でございますが、本年度の事業といたしまして、3月に取得した約3,400平米の土地を利用して、駐車場の整備・進入路の改修・テントサイトの増設・トイレ棟の新設などを、今年計画をいたしております。

自然観察村利用者の駐車場とテントサイトを増設することにより、年々増加している利用者に対応することができるものと考えておりますが、特に繁忙期でございます7月と8月、日帰り利用者によって混雑していた管理棟前駐車場の緩和が図られ、快適な施設利用に加えて職員の負担軽減にもつながるものと考えております。

年間の利用者数は、これまで水害の翌年度の平成22年度が1万917人と、非常に減りました。その後回復してきて、平成28年度が1万6,384人、昨年度が1万7,309人というふうが増えてきております。

また、使用料等の収入は、水害の翌年度の平成22年度が2,035万円で、平成28年度が2,728万円、そして、昨年度は2,971万円となっております、利用者数・使用料等収入ともに年々確実に回復をしてきております。

予約は、4カ月前から受け付けておりますが、ツリーハウス増設と安定した天候が続いていることもあって、利用日直前の問い合わせも含めて予約状況は順調でございます。

施設では、木工教室や竹細工・アイスクリームづくり・餅つき大会にとんど、芋やしいたけの収穫など体験など、知恵を絞った体験交流事業にも積極的に取り組んでおりまして、現場職員のアイデアや努力が利用者の増加につながっているものと思っております。

2点目の収支計画でございますが、今年度のキャンプ場使用料については、利用者数・使用料収入の伸びを見込んで、昨年度比で110万円程度の増額を計上いたしております。

支出に関しましては、当然、今年、施設の整備・改修を行いますので、これにつきましては、合併特例債を活用させていただいて、約今年度の予算としては、3,000万円を計上しているということは、ご存じのとおりでございます。

平成28年と29年とで、テントサイト電源工事やツリーハウスの増設・ティピーテントと、そして新たな用地の購入。そして、今年度は、駐車場の整備やサイトの増設等を行うということでございます。これらの必要な施設整備によりまして、利用者にとっても魅力のある、さらに魅力のある施設になるものと思っております。

近い将来には、ピークであった災害前の平成20年度の利用者数2万人余り、これが収入3,250万円あったわけですがけれども、そこまで回復することは、まずできるというふうに期待をいたしております。

次に、雇用状況については、施設長と一般事務補助職員、また、施設管理員6名、計7名の非常勤職員で管理運営を行っております。勤務体系・時間は、日曜日から土曜日のうち、週5日間、4週当たり大体116から120時間となっております、繁忙期や職員の休暇時には、アルバイトも入れて対応をいたしております、職員により差はございますが、年間平均9日余りの有給休暇の取得もっております。

非常勤職員の任用につきましては、毎年所属での面接・選考を実施しておりますが、その際の個別面談において職場や勤務・体調面等の懸念は、そういう点については、私は聞いておりません。

最後に、いなちくロングイラド2018の事業計画と平成31年度以降の開催方法ということについてでございますが、本大会は、販売拠点施設を活用した観光コラボレーション事業として、平成28年度は地方創生加速化交付金、そして、昨年度、平成29年度は地方創

生推進交付金を活用して実施をしてまいったところでございます。全国のサイクリストを圏域に呼び込み、また、大会の情報を発信することによってサイクルツーリズムの喚起を促すことを目的としたものであります。

昨年は、大会規模を拡大して、ショートコースを増設し、定員を 300 名から 500 名に増やして実施をしたところであります。

大多数は、町外からの参加者で占められて、姫路を含む西播磨地区からの参加者が約 34 パーセント、神戸市を含むその他兵庫県域からの参加者が約 38 パーセント、そして、県外からの参加が約 28 パーセントというようになっておりまして、広く圏域の魅力を発信するという点については、一定の成果が得られたものと考えております。

チェックポイント及び給水ポイント等は、圏域市町村の販売拠点や観光拠点を選定をして、特産品や郷土料理を参加者に提供することができ、食べ物や、そうした物産を通じて圏域の文化や風土を伝える努力をしてまいりました。

参加者のアンケート調査や参加後の SNS には好意的な意見が多数寄せられて、次回大会の開催の希望や、さらなる大会規模の拡大を望む声も多く、圏域市町村間の連携を深めながら準備を進めているところでございます。

本年も地方創生推進交付金の対象事業として 11 月 11 日、日曜日ですけれども、第 3 回因幡街道・千種川ロングライド in 佐用ということで開催をいたします。

そのために、6 月 20 日に実行委員会を開催する予定であります。やはり一番の課題は、交付金の活用ができなくなる、交付金がなくなる平成 31 年度以降の継続開催をどうするかということでございます。現在の参加費 6,500 円いただいているわけですけれども、また、大会規模、定員 500 名なども見直して、積極的にスポンサーを募るなどして自主財源をいかに捻出するかということ、そういう工夫をすることで、できれば平成 31 年度以降の継続開催につながる今年度の大会にしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議がございませんので、このまま一般質問を継続します。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4 番（千種和英君） 報告があったとおりで、ほぼ納得をしたんですけれども、若干の再質問をさせていただきます。

まず、佐用町南光ひまわり祭りでございます。以前、質問の中でしたら、農政のほうに補助制度が変わって、補助がなくなる。それでも町長のほうは町単独でも補助をして続けていこうという、ありがたい言葉をいただいたんですけども、その中で、つくられている方が、だんだんしんどくなって、お金の問題じゃない、補助金の問題じゃないという中で、継続がいろいろと課題があるという話を聞いておりました。

そんな中で、例年どおりの作付けがされているということで、安心をしたということ、

これ僕の感想で言わせてください。

そして、もう1点です。そのひまわり祭りの中で新規の取り組みがあった。須磨水族園からのリクガメ、また、向こうでPRイベントをした。こういったイベント、どういったかかわりから、こういったことになったのかというのを、ちょっとお聞きしたいのと、2点目のSNSのアップ、拡散戦略型のイベントをされたということなんですけども、こういった新しい取り組みというのは、どういったところからの知恵が出てきたり、どういった方が、町職員だけのかかわりなのか、または、周囲の人材がかかわって、こういった取り組みがされたのかということ、ちょっと教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 須磨海浜水族園とのつながりでございますけれども、須磨水、神戸市の経営でございますけれども、そこにつきましても周辺地域との連携を模索した中で、広く広範囲の市町との連携を図って、自分とこへの集客もアップしていきたいと言ったような取り組みを計画されたようでございます。

今回、私どものことだけ書いておりますけれども、今回のひまわりにつきましては、同じように県内で実施されております小野市さんのほうも一緒にかかわったような形での、ひまわりのPRといった形でしていただいております。

あと、1日限りのイベントとしましては、6月3日に、夏にこういうフェアがありますよということで、ひまわり祭りの宣伝と合わせて須磨水族園におきまして、7月の22日から9月上旬あたりまでなんですけれども、ひまわりのコーナーをつくっていただけるということで、中でひまわりの花を、私どもの種も使って咲かせてということで、向こうでも、私どものひまわり祭りの期間中もPRしていただけるような取り組みということで、向こうからお声かけをいただいて、こちらのほうも喜んで協力させていただいたというふうな形でございます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） それじゃあ、私のほうからSNSの拡散の部分でございますが、これは、スマートフォンを使って、現地で配布しますうちわのほうに、おさよんがついています。そこをかざすとアプリを読み込んで、そのアプリを使ってフォトフレーム、ひまわり畑とか、おさよんとかに関連するようなフォトフレームが出てきまして、それで記念写真を撮っていただいたりできるような、そういったアプリでございます。

これは、桜まつりの時にも少しやらせていただいたんですけれども、これあと次、秋でしたらイチョウですとかといった形で、次々、フレームのものを変えて、今年度やっていきたいなというふうにご検討しております。

これは、うちの職員のほうが発案といいますか、考えまして取り組んでいる。そういった事業となっております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 新たな取り組みがされるということは、非常に評価させていただきたいと思います。

どうして、そういったことを聞いたかと言いますと、先ほどの前問の質問でもしたように、今やっぱりこちらへI・U・Jターンして帰ってきた若者たちが、いろんな企画力、また、能力を持ってございます。そういった形で、今、町が取り組んでいるこういった事業に、そういった若手を参画していただくことによって、雇用であったり、仕事の創出、また、町の取り組みが、また、振興されて、相乗効果があるのかなと思いましたが、そういった形で質問をさせていただきました。ぜひ、そういったところの協力関係もお願いしたいと思います。

そして、南光自然観察村でございます。夏場の予約順調ということで、実は、我が家も8月に予約したんですけれども、取れませんでした。そのへんは、順調なんですけれども、職員の数というのを確認させていただいたのが、やはりこの夏場、それだけの人数が来客がある中の安全管理が十分できているのかという心配と、もう1点、当然、これも以前の質問でもさせていただいんですけれども、収益施設の運営という中で考えると、当然、夏場というのは、これだけ努力をされて集客、収益というのも増えてきておるんですけれども、ここでやはり常勤で、いろんな知恵、ノウハウを持った若手、若手じゃなくても、課外活動の活躍なんていうのは、わりと高齢者の方もお持ちなんですけれども、そういった形を活用して、夏場に限らず、秋、冬とかの普通で言うと、やっぱりお客さんが少ない時期にも自然遊びができるような取り組みにしていけないのかなという形で、こういった雇用かというのを聞いたんですけれども、そのへんの取り組みについては、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 繁忙期につきましては、町長のほうからの答弁もありましたように、アルバイトのほうを2、3人入れて、監視と言いますか、そういったものも行っているところでございます。

それから、そのイベントとか体験の部分でございますけれども、これは現場の職員のほうが畑をつくって芋掘りの体験をしていただいたり、それから、しいたけのほうの原木、これ地域おこし協力隊のほうで植菌をしたものなんですけれども、それをキャンプ場のほうへ持って来ていただいて、そこでしいたけ狩り、そういったものもしていただけるようなイベントもやっております。

それから、餅つき体験ですとか、冬ではとんどといったものを、年間を通して、そういった体験ができるようなものを行っているというのが現状でございます。

それと、あと閑散期のところで、去年、購入しましたティピーテント、これ今年度から使用して、貸出というのかしていくわけなんですけれども、そこらを利用して寒い間の利用が増えればなというふうに思っているところでございます。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵途典章君）　　そうした中で、この運営の収支ですけれども、新しく、そうした大きく修繕したり、また、整備をしたりするのは、当然、いろんな財源を使って整備をしております。それから、建物なんかの大改修なんかは何年かごとにはしなきゃいけませんし、なかなか、そこまでの収入というのは、利益というのは上がりませんが、通常の管理、人件費含めて通常管理費については、大体 3,000 万円ぐらいの利用があって収入があれば、これで 1 年ごとの、そうした収支バランスとしては、いわば赤字にならずに運営ができる、そういう形ではね。そういう状況です。

　　何とか、そういうところまでは、一時ずっと利用者が減った時には、やはり人件費等も含めて、かなり赤字になっていたわけですが、このへんは、かなり改善できるだろうというふうに思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　千種君。

4 番（千種和英君）　　以前の質問等でさせていただきました、やっぱり収益施設の運営ということ意識を持っていただいているということで、納得をいたしました。

　　最後のいなちくロングライド 2018 ですけれども、今年で 3 回目ですか、非常に人気のあるイベントだと思っております。何とか、来年度以降も持続可能な開催方法の模索ということで、先ほども言いました前の質問と、また、かぶりますけれども、ぜひ今、いろんなことで、この町のために、いろんなことをやりたいという若手がたくさんうずうずしております。そういった力を活用していただいて佐用町を代表する事業として継続して運営していただく方法をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君）　　千種和英君の発言は終わりました。

　　お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は 13 時 30 分といたします。

午後 00 時 08 分 休憩

午後 01 時 30 分 再開

議長（山本幹雄君）　　休憩を解き、会議を再開します。

　　休憩前に引き続き一般質問を行います。

　　8 番、石堂 基君の発言を許可します。

〔8 番 石堂 基君 登壇〕

8 番（石堂 基君）　　8 番議席、石堂です。

　　私は今回、地域づくり協議会に係る共同研究について一般質問をさせていただきます。

平成17年の合併後に各地域で設立された地域づくり協議会の運営も10年以上が経過し、それぞれの地域で独自の運営が進められてきました。しかし、一方では継続的運営スタッフの人材育成や各事業での人材確保に苦慮されている現状も見受けられています。

地域づくり協議会活動は、合併後の交流活動とそれぞれの地域課題解決が大きな目的とされてきましたが、毎年度の交流事業に奔走されなかなか地域課題への取り組みが進められない現状があると考えられます。こうした状況を踏まえて、本年度は、地域づくり協議会に係る共同研究が島根大学を招き、行なわれることになっています。島根大学の作野教授については、これまでに2012年から佐用町地域づくり支援・指導アドバイザーをお願いし、推進研修会やワークショップでご指導いただきましたし、他の地域でも多くの研究実績があります。今回の共同研究が進められることにより、各地域づくり協議会がまちづくり基本条例に定められている地域課題を解決する組織へと大きく変わることには期待をしています。

そこで次の項目について伺います。

1点目、共同研究の具体的な実施予定内容。

2点目、地域づくり協議会に対する住民意識調査の実施の有無。

3点目、地域協会の指導実施の有無。

4点目、まちづくり推進会議との連携予定について。

なお、この質問につきましては、昨日、小林議員のほうから同内容で質問をされ、それに当局側の答弁もありました。おおむね重複する部分については、答弁内容から割愛をしていただいても結構です、それを承知の上、さらに議論のほうを深めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（山本幹雄君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問であります地域づくり協議会に係る共同研究について、お答えをさせていただきたいと思えます。

昨日の小林議員の質問と同じ内容であります。答弁の内容については割愛をしてもいいというお話でありますけれども、やはり大事な課題でありまして、まだ、これから進めることであります。何度もこういう協議をしながら進めていきたいと考えておりますので、一応、一通りの答弁はさせていただきたいと思えます。重複してもいいのではないかなというふうに思えますので、よろしくお願いします。

平成18年の4月に旧小学校区単位に設立された13の地域づくり協議会においては、協働のまちづくりという基本概念のもと、地域づくり協議会ごとに、地域の将来像と活動指針が示された地域まちづくり計画が策定をされており、その計画に基づき、地域住民の融和や交流、また、都市住民等との相互交流などを目的とした各種ふれあい事業やイベント、及び地域課題を解決するための事業など、それぞれの地域にあった協議会の事業・運営が展開されてきました。

一方で、組織の硬直化や事業のマンネリ化、また、地域の住民の参画意欲の低下や後継者不足など、さまざまな課題が生じてきており、特に、センター長を初めとする各役員の後継者不足や活動のリーダーとなる人材不足等は、どの地域においても非常に大きな問題となっております。

また、少子高齢化や人口減少により、最も身近なコミュニティ組織であります自治会において、これまでできていた取り組みが行えない。また、役員のなり手がいないなどの問題

だけでなく、自治会組織の維持自体が困難になるケースが生じてきており、地域づくり協議会においては、これらの自治会活動を補完する役割がますます期待をされるところであります。

このような現状を踏まえて、地域と行政の双方がこの12年を振り返り、地域づくり協議会のあり方、また、その必要性というものを見直すとともに、まちづくり基本条例の目標である「暮らし続けられる地域社会づくり」を目指して、この取り組みを実施をしていく考えでございます。

以上のような基本的な考えを踏まえて、それぞれのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の共同研究の具体的な実施内容についてでございますが、昨日の小林議員への答弁でもお答えをさせていただいたところでございますが、島根大学との共同研究ということで、その内容につきましては、今回の振り返りの取り組みを進める中で、必要な調査や情報分析、また、結果の集約など、今後の計画の中に必要に応じて、島根大学の作野先生と連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

連携というよりか、ご指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、振り返りの取り組みの具体的な実施内容につきましては、各地域づくり協議会の現状を把握して、共有するためのヒアリングから始め、各地域の状況に応じた方法・内容・スケジュールで、幸せを感じることができる協働のまちづくり実現のため、協議を進めてまいりたいと考えております。

具体的に、地域まちづくり計画を見直す地域も当然出てくると思いますが、また、現在の事業について検証を行う地域など、さまざまな方向性が出てくるのではないかとというふうに予測しているところであります。

次に、2点目の地域づくり協議会に対する住民意識調査の実施ということについてでございますが、各地域づくり協議会との協議を進める中で、地域住民の意識を問うことが、まず、必要であるとの方向性が示された場合には、また、それぞれ有効な調査の方法等について、作野先生にもご相談をしながら進めてまいります。

アンケート調査などにおいては、場合によっては、なかなか効果的な結果が得られないこともあるために、その必要性と手法等については、そうした専門家のご意見もいただきながら今後検討していけばいいというふうに思います。

次に、3点目の地域協働の指導実施ということについてでございますが、現在、企画防災課及び各支所、出張所に各地域づくり協議会の担当職員を配して、各地域への支援、助言、情報提供などを行っておりますが、地域の状況によって、職員の関わり方や関わりの度合い、程度もさまざまであると思っております。

今後も、定期的な会議等により情報をお互いに共有を行い、地域を支援していくために必要なスキルや意識の向上を目的とした研修、また、勉強会等を実施して、地域づくり協議会の担当職員として必要なスキルアップを図る取り組みも、これも実施をしていきたいと考えております。

また、今回の振り返りの取り組みに対しましても、各担当職員はもちろん、主担当課であります企画防災課の担当職員が連携して、地域の皆様と一緒に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、4点目のまちづくり推進会議との連携についてということでございますが、先にも述べさせていただきましたとおり、このたびの取り組みを実施するに当たり、町の方針や支援体制、制度や仕組み等について、まちづくり推進会議の中から、専門分野や地域、女性代表などの方8名に加えて、専門家・行政代表等で構成する地域づくり協議会あり方

検討委員会を設置し、それぞれ委員に就任をいただく予定であります。

今後、本取り組みでの協議の経過や方向性等について、まちづくり推進会議の場においても状況報告・意見交換等を行いながら、進めてまいりたいと思っております。

今回の振り返りの取り組みの中で、今、地域が抱えている課題の掘り起しや協議がされる中で、将来、さらに人口減少していく地域社会をいかに維持していくか、そういう対策に、また、工夫につながる有意義な協議を進めていただけるように行政も一緒になって取り組んでまいりたいと思っておりますので、それぞれ関係皆さん方のご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） 私のほうが項目として4点ほど上げさせていただいた内容に沿った形で答弁をいただいています。

昨日の小林議員とのやり取りも含めて、若干、自分なりに思うところも含めて、再質問なり、また、質問をとということで進めさせていただきたいのと、それともう1点、質問回数を少しでも減らしていくために、少し担当課長なりがお答えいただいたほうがいいのかなという部分と、町長の考え方なりをお聞きするというところで、一つ一つの確認内容が、ちょっと1回の発言で多くなるかもわからないのですが、ご了承いただきたいと思います。

まず、昨日もこの小林議員とのやり取りの中でも出てき、今日も答弁をいただいた内容なんですけれども、今回の共同研究について、具体的な実施内容については、これから各地域づくり協議会に対して個別にヒアリングを行って、その内容等を見極めながら、教授のほう、共同研究先と協議をして進めるということだったんですが、まず、概要的に、私たちが、今、知る限りでは、この共同研究に対する経費的な部分では、共同研究部分で50万円、それ以外のところで30万円程度だったと思うんですけども、おおむね70、80万円のこの経費ですね、どういうふうな形で、今回、経費見積もりをされているのか、逆に言えば、その経費見積もりがされておりながら、まだ、これから先、1年間の進み具合は、個別に地協のヒアリングを行った後に、その歩を進めていくというふうになっているので、少しその経費の見積もり内容が知りたいというところと、それともう1点、今回の共同研究、検証内容の対象にもなっています各地域づくり協議会で作成をされておりますまちづくり計画ですね、例えば、幕山地域まちづくり計画、上月地域まちづくり計画と、このまちづくり計画自身、先ほどの答弁によれば、平成18年の設立後、すぐできているところもあるし、それから3年ぐらいかかってつくっている協議会もあります。そうしたものが、既に13協議会の中でできている。

ただ、ある地域協においては、事業年度を消化するたびに、この計画書を一応検証対象として、例えば、昨年度の実業では、これとこれはできたね。これはできなかったね。じゃあ、次年度には、これに取り組もうかということで、検証作業をされていたような地域づくり協議会もありました。

実際に、その13協議会の1年間の事業実施内容を担当課として、当然把握、確認されていると思うんですけども、このまちづくり計画自身が、13協議会でできているものが、計画策定後見直しが行われているような地域づくり協議会があるのか、ないのか。

それとあと、地域づくり協議会ごとに各単年度で、例えば、平成29年度の実業実績が協議会から上がってきた時に、その事業実績が計画書に基づいたものなのかというふうな

検証、確認作業ですね。担当課のほうでされているのか。されていないのか。そのあたりは、ちょっと担当課長でないとわからないのかもわからないので、それは、課長のほうからの答弁でいいと思うので、それについてのお答えをいただきたいのと。

それと、もう1つ町長のほうに、再度お尋ねをしたいのですが、昨日の小林議員とのやり取りの中で、今日も少し答弁の中でお答えをいただいたんですけども、協議会に対する取り組み、地域の住民も含めてですが、ある意味、活動の内容について、硬直化、それから、そのマンネリ化というようなことをお話をされました。

そうした時に、昨日、ちょっと答弁の中で気になったのが、職員意識の希薄化というふうに、私が捉えてしまうような、町長の発言があったというふうに思っているんです。もし、そういうふうな意図で答弁をされていたのであれば、もう少し具体的に町長が、その職員に対する思いで、なかなかストレートには言えないところがあるのかもわからないんですけども、実際に協議会、先ほど、答弁にあったように、担当課があり、それから支所の担当職員が担当をしている。ただ、その担当、かかわり方というのが、それぞれの協議会において、若干、温度差とは言いませんけれども違いがあるような印象というのは、私も持っています。

そのあたりも含めて、町長が言われたのか、ちょっと、その職員意識の希薄化というふうに、僕には聞こえたんですけども、それについての再度の説明もお願いをしたいなと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、最初におっしゃられました経費の関係なんですけれども、共同研究の委託関係として、50万円の予算を計上させていただいて、50万円を負担する予定にしております。

その内容といたしましては、パソコンの経費ですとか、それから、それに伴う消耗品の関係、それから、作野先生、こちらのほうに来ていただく旅費ですとか、謝金ですとか、そういったもので50万円ということになっております。

年度の最終段階では、とりあえず簡単な報告書等をつくっていただくということになっております。

続いて、まちづくり計画に関する件でございますけれども、まず、各地域づくり協議会が全て検証作業を毎年度行っているか、どうかということでございますが、その件については、毎年度行っておられる、毎年度といいますか、少し期間を置いておられるかもしれませんけれども、検証をされている地域づくり協と、そうでない地域づくり協があるかと思っております。

ただ、その数、数については、幾らの地域協が検証されていてというところまでは、現在、私は、つかんでおりません。

それから、見直しについてでございますが、まちづくり計画の見直しをされて、再度、印刷をして全戸に配布されたという地域づくり協はないと思っております。

ただ、このたびの振り返りを通じて見直しをしていきたいというふうに言われている地域もございます。実際、今年度の総会において、そういうことも発言していただいている地域もございますので、振り返りの内容によって、おそらくまちづくり計画を見直される地域協も出てくるのではないかとというふうに思っております。

それから、最後に事業費の実績報告が、それぞれのまちづくり計画に合っているかどうか

かを検証しているかという点でございますが、企画防災課のほうでは、包括交付金に対する実績報告を毎年いただいております。それにつきましては、包括交付金を支給、もしくは、その額を決定する時点で、各地域づくり協議会のヒアリングを行っております。そのヒアリングに基づいて、包括交付金を決定しておりますので、前年度に行ったヒアリングどおりの事業費が使われているかどうかといったようなことについては、検証しておりますが、それが全てまちづくり計画とつけ合わせての検証にはなっていないというふうに思っております。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私へのご質問の前に、先ほど、課長が申しました今回の共同研究、島根大学作野先生をお願いをしている。その経費について、少し、私のほうから考え方を述べさせていただきます。

当然これ、民間のコンサル会社、コンサルの方に、こういう委託をするということになれば、やはり数百万円単位というふうなことになるのが通常だと思います。

ただ、当然、これ国立大学の先生に、そういう相談をさせていただいて、共同研究という、これは大学ですから、やはり先生としても、また、そこにゼミの学生とか、そういう指導もされております。そういう人たちの教育という面も一方では、そこに入らないと、なかなか、こういう活動ができないと。することについては、認められないということですから、そういう面で、ほとんど実費に近いところを予算化をして、それでやりましょうという、先生方からの申し出をいただいて予算化をしておりますので、そういう点については、十分、ご承知いただいていると思いますけれども、再度、確認をさせていただきます。

それから、昨日も小林議員からのご質問にもお答えさせていただいた、その内容の中で、職員、それぞれ 13 のたくさんの協議会を持っておりますので、分担して支所、そして、この企画防災課、そういう中の職員が、ある程度複数の協議会も担当しておりますけれども、数人の言えば、担当者がそれぞれ協議会の担当という形で、協議会活動についての支援、指導や、また、助言、そういう形で進めているわけです。

ただ、私が申しておりますのは、職員のそうした意識という中で、協議会にかかわる、何も職員がなまけているかという話ではなくて、やはり協議会というものを、地域づくり協議会というものをつくった、合併後、これを設立した目的、役割り、ここのところが、やっぱりしっかりと常に持つておかなければならないということだと思います。

やはり、そういう協議会の裏方、事務だけをこなしているだけでは、やはり担当職員としての役割としては、これは十分ではないといえますか、半分しかできていないということで、やはり町としては、こうした協議会をつくっている目的というのは、合併後、各広くなった地域の中で、そして地域がいろんな課題を抱える問題があり、そうした新たな地域コミュニティをつくりながら、じゃあさらに何を行政の中で、今後取り組んでいかなければならないか。特に、これはもう、どこも全て行政が抱えている、この人口減少なり、地域が非常に過疎化をしたり、また、担い手がなくなったり、こういう非常に課題というものを町の職員は、やはりそういう行政、町の将来を、やっぱり考えながら、少しでも地域を安定して町を運営していくという意識を一人一人が持たなきゃいけないわけです。そうした意識というものを、やっぱりもう一度、職員が確認をしていくという、そういう散り組みが必要ではないかということは申し上げたところであります。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 石堂君。

8番（石堂 基君） まず、経費から言いますと、今の町長の答弁で、ある程度内容的には理解ができるのかなとは思いますが、ただ、率直な感想を申し上げて 50 万円というのが安い。ちょっと少なすぎるやろうと。それは、何も積算の根拠もなければ積み上げもないんですよ。

ただ、昨日からの答弁内容を聞いていると、ある意味、13 協議会個別に入って行って、現状のヒアリングを行って、必要があれば個別に協議会に入って行ってサポート、アドバイスなんかも行うというところまで含めると、当然、時間的に1年で、この平成 30 年度で事業を消化していくというような内容ではないような気がする。

そのことについては、当然のことながら1年で終わらない場合はということで、昨日、含みを持って答弁されたと思うんですけども、でも、それにしても、ゼミの学生にお手伝いというのか、参加をしていただきながらでも入ってくると、経費というのが、本当に 50 万円でもいいのかなと。これは必要があれば幾らでも。幾らでもとは言いませんけども、増額することは、もうやぶさかではないのではないかなというふうに思っております。

でですね、その経費のことは、当然、事務的な処理になりますので、また、必要に応じて上がってくるものだと思いますが、現状、各地域づくり協議会が定めているまちづくり計画自身の検証が、担当課のほうでも十分にできていないというところも、今、答弁いただいたかなと思うんですけども、そのことが1つは、この 10 年間の経過をずっと放置とは言いませんけども、今の段階を迎えている原因かなというふうにも、私は思っています。

地域づくり協議会自身が設立されたときに、佐用町以外、旧の佐用町以外にとっては、公民館の分館活動的な取り組みが、それまでなかったものですから、この地域づくり協議会というのは、一体何するもんやというところから、まず、認識を持つことで始めたので、私の意識の中では、本当に最初に、この協議会の設立目的、協議会の歩むべき方向として町のほうが提案された、まず、交流事業。これは合併後、各地域の中での交流人口を増やす。それから、地域内の交流も増やすという一定のソフト事業というのですか、イベント等を中心とした交流事業、まず、これをやってください。そうした中から、交流を深め、地域の人の移動を少し活発にして、そうした中で、新しい人材なりの育成、発掘ですね、そうしたものを目的にして交流事業を進めると。

もう1つ大きな柱が、多分、その時には、将来的にとかという文字はなかったと思うんですけども、地域の課題を見つけて、その解決、その取り組みを始める。要は、地域の課題解決事業。

この交流事業と課題解決事業が大きな柱だったと思うんですね。

ただ、設立後、5年、10年経過しても、なかなか地域では、その課題解決事業というのの取り組みが、13 協議会の中で大きくは見えない。中には、江川のように、地域公共交通であるとかというものを独自に考えて取り組まれているところもありますが、ああしたものは、各協議会の中のまちづくり計画に、そこそこ僕は上がっていると思うんですね。

その協議会の中の計画に上がっていながら、なかなかその取り組みができていないというところを振り返ると、もう少し早い段階で、こういう機会があってもよかったのかなと。

ともすると、その交流事業を継続して、2年目、3年目、去年これやったから、今年こ

れやったからと追われている協議会活動の状況を、ある程度、担当のほうが見過ごしてきたから、事業のマンネリ化とか、硬直化とかという部分を助長しているところはなかったのかなという思いがあります。

これ逆に言えば、本来の協議会の設立目的、地域の中で自らが考えて課題を見つけて取り組むという、それから言えば、地域の責任だというふうに捉えられがちですがけれども、やはりその設立後の経過を見ていくと、もう少し行政のかかわり方というのが、積極的でよかったのかなというふうに思います。

先ほど、答弁いただいた担当職員なりのかかわり方の中で、本当に地域の方が主体になってというふうな意識が、設立当時に比べて、現状の中で担当している担当課はそうじゃないと思うんですけども、支所の担当なんかについては、なかなか、そういう部分が持ち切れていないのかなというふうな話だったと思うんですけども、私も、それは直感というのですか、ここ 10 年協議会が経過する中で、地元の協議会を見ていると、当然、支所の担当職員というのが、もう 5 人目になりますかね、4 人目か 5 人目になると思うんですけども…なります。

やっぱり、センター長なり会長なり、要は協議会の事務局体制とのかかわり方というのが、ある程度、担当職員によっても違うというふうなことは実感をしています。

欲を言えば、もう少し、先ほど言われたように、協議会の進むべきところを、その都度、その都度に示唆する。できるような担当職員であってほしかったなという部分もあります。それは、今さら言ってもどうこうなるものではないんですけども、そうしたことを、私自身が感じるということは、13 協議会を調べていくと、同じようなところがあるのかなと。

だから、改めて職員の皆さんには、申し訳ないですけども、そういう意識というのを再構築する。これは、地域の協議会を持っている住民の今回の思いを新しくするきっかけでもあるんですけども、職員の皆さんにも、そういう部分では、その協議会へのかかわり方、今後の協議会どうするんやということは、ぜひこの機会に、また、認識を深めていただきたいし、住民の方が、どういう思いで、今、協議会を運営されているのかというのを、これ担当以外でも、ぜひ認識をしていただきたい機会だというふうに思っています。

先ほどの再答弁を踏まえてですけども、再度お伺いをするんですが、最初の答弁の中にあつた推進会議の中に設立されるのか、ちょっと、そのへんは明確ではなかったんですけども、あり方検討委員会ですね、これ構成メンバーもある程度、先ほど言われたんですけども、この地域づくり協議会のあり方検討委員会というのは、新たに、例えば、その現状のまちづくり推進会議であるとかというものとは別に、今回の共同研究に際して設置される検討委員会なのか、あるいは、継続的に各地域協の取り組みを見ていくために設置される委員会なのか、そのあたりを再度答弁のほう。

それと、もう 1 点、これ最初の答弁の中で、私のほうがお伺いをしている各地域づくり協議会に対する意識調査というところで、その調査の方法については、今後、作野先生なり研究者のほうと協議をしながらというふうにお答えがあつたと思うんですけども、どういふふうな形の、例えば、アンケート調査をするのか、聞き取り調査をするのか、役員からだけの聞き取りをするのかというふうな、いろんなやり方があるというふうに言われたと思うんですけども、私が思うのに、これまでも、例えば、各単年度ごとの予算要求であるとか、決算時期において担当課と、それから各協議会のセンター長、会長クラスというのは、いろんな要望を聞いたり、意見のやり取りをしていると思うんですね。その時に、担当課のほうで、現状で、各協議会の雰囲気、進み方というのを把握をされていると思うし、その役員さん方の意識というの、把握をさえていると思うんですけども、本来、この 10 年経過した中で、なかなか協議会というのが、地域の住民のところまでおりていっていない。

ちょっと言い方おかしいかもわからないんですけども、要は、本当に地域の住民の協議会に対する意識、声というものを、ぜひ私は、今回、何らかの形で聞き取りなり、アンケートなりというのを、やる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

各協議会が硬直化していつている1つの要因として、それ以前に、各自治会の中でも、現状役員をつくり上げていくのがしんどい。毎年度の自治会の行事を消化していくのがしんどいという、同じような課題を抱えているんですけども、さらに言えば、協議会があることによって、各自治会から協議会に役員を出していく自治会の役員が協議会の行事のスタッフとして出ていく。

ともすると、自治会の中の住民、要は、一般町民から、少し遠いところへ、遠いところへ、例えば、交流事業の1つが行ってみたいり、課題解決に結びつかなかったりというふうな印象があるんですね。

これは、それぞれの本当に13の協議会で、いや、そのへんはちゃんと密にやっているよ。漏れなくやっているよという協議会もあるのかもわからないんですけども、私が印象的に思っているのは、いろいろな、そうした交流事業1つにしても、協議会でまとめ上げることによって、集落に住んでいる住民からは遠いところに行っている。重要なのは、イベントごと、事業が、集落の人間が参加しやすいようにできる、できないじゃなしに、結局、協働のまちづくりということを中心に進めるために設立された協議会の活動というのが、住民に身近でなくなってきたり…形骸化していつて、そのことを大きく心配するところであります。

そうした意味からすると、本当に今、例えば、自治会の役員にも出ていないよ。消防団にも属していないよ。協議会の役員にも出ていないよというふうな一般の住民の方が、子供から高齢者まで含めて協議会って何ぞやという意識から、協議会に対して何を求めるか、どういう認識でいるかというふうな、そうした意識調査というのを、僕は必要な気がするんですね。

というのは、なぜかと言うと、これは町長も昨日の答弁で言われていましたけれども、本当、今後、例えば、10年か20年か後の、この地域の構造というのは、当然のことながら社会情勢にもよりますけども、大きく変わってくると思います。

その時に、住民一人一人に対する責任負荷と言いますか、やっぱり地域でやらなければいけないことというのは、今以上の多くなってくると思うんですね。そうしたところの、潜在意識をもっていただくのにしても、なぜ、今、協議会を改めて見直して取り組もうとしているのかということ、逆に言えば、住民の方から意識をいただいて、その結果を、また、もう一度返していつて、今後の協議会の進め方、あり方、それに本当に全住民の方から協力していただけるような体制づくりにもっていかなければいけないと、僕は思うんです。

そういう観点から、ぜひ今回の意識調査、やるやらないも含めてですけども、私は、細やかな意識調査なりというのは、実施していただきたいというふうに思います。

少し、発言、質問内容が長くなったんですけども、お答えのほうをいただけますか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 長い質問で、前のやつが、だんだんと忘れて、今、後のほうの、最後のところについて、この進め方において、そうした住民、一番肝心な本当に地域の、ここでお住まいの地域の皆さん方のあしたの活動に対する意識低下とかマンネリ化、こうい

う問題については、やはりそこが、一番今回も振り返りをして、新たに、こうして取り組みをしようというところの一番大きな目的、原因です。

ですから、やはり一番大事なのは、ここあり方検討委員会もそうなんですけども、地域が行っている個々の事業がどうだとか、そこだという話ではなくて、それが効果的にお金が使われているかどうかと、そんな話ではなくて、やはり地域づくり協議会というものを設立した時の、これは職員に対しても、そういう意識を、きちっともう一度、再度確認をしていかなきゃいけないということを、私、申し上げましたけれども、地域の皆さん方も、地域づくり協議会のこうした設立されている意義、目的ですね、その役割、これをきちっと再度皆さんが、しっかりと持っていただくということが、まず最初ないと、その後は何をやるか。また、それは交流事業でもあり、また、問題解決事業でもありという形に、次の段階になると思うんですよね。

だから、そういう中で、住民の皆さんの参画意欲といいますか意識、それを高めるのに、そうした取り組みに対して、もっと関心を持ってもらう、手段として、今、石堂議員が言われるきめ細やかな、例えば、アンケート調査なんかが必要じゃないかということも、言われているのではないかと思うんですけども、ただ、私は、その中、そのアンケートにおいても、住民意識がどうなっているかというようなアンケートであれば、もう既に、そういうことが誰もが感じておりますし、そこが一番、何事業をやっても、なかなか人が集まらないとか、役員のなり手がなくなるとか、そういうところのこの答えを出すためにアンケート調査をするというのは、私は無駄だと思うんですね。

だから、それよりかは、この改めて、今後、佐用町だけではない。佐用町という自治体、組織、町と国全体、また、県、町というのがありますけれども、自分たちの地域が、あと10年、20年後には、どういうふうな方向に状況がなっていくのか。そういうところを、皆さんがもっと真剣に、やはりお互いに一緒に考えていくと。そういう地域を、どう維持していくのか。どういう仕組みに変えていかなきゃいけないのか。そういう問題を一緒に考えていくという中で、そういう情報の発信と言いますか、こういうことを、やっぱり考えているんですよということを伝えていくということが、まず、一番大事だと、私は、思っております。

ですから、そういうなかなか、毎年、一番最初に言われた、これまで12年間、そういう活動してきて、そうした活動報告、1年間の検証、振り返り、こういうことがもっと早くやるべきではなかったかということも、確かに、今の段階では言えると思うんですけれども、しかし、なかなか合併という、もう既に、その時には、町が合併したという、町としても、そうした、これまで何十年もなかった半世紀に1回の大きな、これ改革があったわけですね。

それと同時に地域づくり協議会もスタートしておりますので、なかなか、毎年毎年、振り返りしたり、何年かごとに、きちっと振り返って検証しながらというようなこと、これを逆にきっちりやれというふうになると、地域づくり協議会のほうの、それぞれの活動をしていただいている方、また、センター長さんなんかに、かなりきついプレッシャーになると思うんですよね。

だから、そのへんは、私は、10年ぐらいは、これ町が、まだまだ財政的には合併特例期間があり安定した中で、もっと自由にある程度やっていただきたい。だから、交付金なんかも包括交付金という制度にして、活動していただければいいのかなということ、かなり緩やかにして、今まで進めてきたという、私は思いを持っております。

ただ、これだけ12年たって、一回りして、これからは町行政そのものも非常に大変厳しくなりますし、それは、町行政というのは、やっぱり、それぞれの基礎自治会であり、そうした地域というものが、さらにもっともっと状況は各自治体によっても、かなり

大きく違うんですね。

佐用町が全体がどうだと言っても、それは兵庫県の中でも佐用町がどうだという、かなり違うのと同じように、やはり佐用町の中においても 130 余りの自治会、13 の協議会、ここの中においても、大きく、それぞれの地域が異なるところがあります。

そういう中で、改めて、この地域づくり協議会という協働のまちづくりの必要性、重要性、目的、こういうものをしっかりと、これから確認をして…お互いに、後のそういう時代に備えていく、協議につながっていけばというふうに思っております。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） 石堂君。

8 番（石堂 基君） 1 回、1 回の質問が長くなりますというのは、最初にお断りをしたとおりで、実は、私、ここ席を立つのは 3 回目になるので、ほぼほぼ最後になります。

私この 4 月の選挙で議員になったもので、この間、議員必携を、ちょっと見ていたら、一般質問は 3 回までと、議員必携ですから、別にルールじゃないんですけども、モデルとして書いてあって、何とか 3 回で終わってみようかなと思って、今回、こういう取り組みをしていますので、ご理解をいただきたいと思います。

本題に戻しますが、もう既に 3 回目ということで、私、言葉を発するのは、これが最後にさせていただきたいと思っているので、さっき、実はお伺いしたこと、例えば、あり方検討委員会が、まちづくり推進会議と、どういう関連性があるのかというようなこと、これは後日、またで結構でございます。

要は、今、町長が答弁いただいた内容、昨日、小林議員に対する最終答弁でもそうですけども、ほぼほぼ小林議員と 2 人して、この地域づくり協議会に対する共同研究なり、今後の方向について、2 人でまとめられたので、私がとやかく申し上げる筋合いのものではないんですけども、やっぱり思いは一緒なんですね。

今回、期を同じくして、なぜ小林議員なり、私のほうから同じ項目の質問が出たかという思いを、正直言って、小林議員にすれば大きな迷惑かもわからないんですけども、私は、胸熱く申し上げたいなというふうに思っています。

やっぱり合併 10 年、時間にして、若干そこは、町長と認識が違うところで、僕は、もう少し早く、こういうふうな振り返りの機会があってもよかったのかなと思いますし、ある意味、10 年を 1 つのスパンとして、これから町が改めて、このことについて取り組むということでの今回の共同研究ということでの理解をさせていただきました。

本当に今回のことを、本当にきっかけ、新たなスタートとして、取り組みを、ぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

既に、答弁の中に含まれているように、本当にこれからの、この地域の名実ともに協働のまちづくりをしなければ、中山間地の自治会単位で言えば、そういうような農村社会というものの維持が難しくなってきます。

それで、各自治会においても、それに必死に形を変えていくために、自治会ごとに、例えば、役員構成どうしようやとか、村の行事どうしようやとかということ、今、やっています。

その延長線上で、じゃあ、旧小学校区全体の地域をどうするの。その中での課題どうするのということ、少なくとも、その課題というのは、もうめじろ押しだと思っんですね。

これは、ちょっと話を伸ばしていくと、また広い範囲になってくるんですけども、やっ

ぱり、この協議会を軸として、あるいは協議会の振り返り作業なんかも軸として取り組まなければいけない地域の課題というのは、本当に、遊休農地の問題であるとか、あるいは空き家対策、里山整備、あるいは地域内での防災、地域交通、それから、公共交通も含めて買い物不便者、これから、さらに高齢者なり、今日も話し合っていましたけれども、65歳以上の15パーセントが軽度の介護の予備軍としている。そうした時に、運転免許の交付なんかも、直近の新聞でもお知らせがあったように、非常に多くなってきている。

こうした時に、何とか、そういうふうな課題に早く取り組んでいって、自らが動ける間に、その対策を地域で講じていくというものの必要性というのは、さらに、さらに高まってきますし、繰り返しますけれども、昨日、町長が言われたように、やっぱり、これからの地域のということか集落の構造自身、システム自身が変わっていく、それに対応していくには、まず、人が、意識が変わっていかなければいけない。住民の意識を変えていくきっかけに、ぜひ今回のことがなるように、それは、行政発、そしてまた、地域協発で各自治会、住民においていくような共同研究に、ぜひしていただきたいなど。いや、ぜひなるべきだというふうに思っています。

まだまだ、13協議会の中で、いろいろな取り組み方があって、私が、今、ここで申し上げている思いだけ以外のところもありますし、逆に言えば、いやもう、そこより進んでいるよ。うちの協議会はというところもあるかもわかりません。

しかし、この協働のまちづくりについては、その条例の中に、私たち議員の役割も明記してあります。当然、そのことに参画をしていって、情報共有をしていって、議員もそれに取り組まなければいけないということも明示されていますので、その立場で、今回、一般質問をさせていただいたわけです。

最後にですけれども、もし、さらに昨日のまとめ以上に町長のほうが、今回の共同研究なり、今後の取り組みについて、私たち議員、あるいは住民の皆さんに思っている思いなどがあれば、答弁をしていただきたいし、なければ私のほう一般質問は、以上で終わりとさせていただきます。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、昨日、小林議員からのご質問、そして、今日、石堂議員からのご質問に、現段階で、私が考えておりますこと、こういう思いで取り組みたいという、その気持ち、それはお話を一応させていただいたと思っておりますので、これは、これからまた、その手法なり、いろいろと取り組み方、また、途中もある程度、それを見ながら、考えながら進めたいと思っておりますので、どうぞ一緒にひとつよろしく、この取り組みが将来の佐用町のあり方に、非常に大きな意義のあるものになるように、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上で、最後の答弁とさせていただきます。

8番（石堂 基君） 終わります。

議長（山本幹雄君） 石堂 基君の発言は終わりました。
続いて、1番、金澤孝良君の発言を許可します。

〔1番 金澤孝良君 登壇〕

1 番（金澤孝良君） 議席番号 1 番の金澤でございます。

通告に基づいて 2 点の質問を行いたいと思っておりますが、初めての経験でございます。要領を得ないところが多々あるとは思いますが、ひとつご勘弁を願いたいと思っております。

1 点目ですが、小規模農家の現状と農作業支援について。

近年農業とりわけ稲作農家にとっては大きく環境が変わっています。大規模農家、営農については、機械化が大きく取り入れられ近代的な農業を営まれ、それなりに補助金制度や助成金もあり、収益を得られているようでございますが、小規模農家にとってはその近代化への機械の購入に採算が合わないのと、助成金を受けられない。また、次世代への担い手がないなどの切実な問題を抱えておられます。また、作業委託においても JA や、営農組合に依頼するには未整備田はだめだとか、いろいろ制約があるようでございます。やむなく放棄田にしないでほしいというような状況にあるのが現状でございます。

保管理を行うにも草刈り、耕運作業などが非常に大変でございます。このままの状態が続いていき放棄農地が増えていけば、農地としての利用価値がなくなり、山間部ののどかな田園風景や情緒ある農作業風景も失われて荒地となり再び農地としての利用をすることができなくなる状況にあります。

棚田の風景、景観を存続するために地域でイベントなどを行い、地域活性化のために、一生懸命頑張っておられる地域もあり、それは大変素晴らしいことだと、私も思っておりますが、そのような取り組みのできない地域も佐用町内にはたくさんあるのではないかと思っております。

こういった地域活動もできない小集落の小規模農家に対し、行政として農作業の支援や放棄田をなくするための何らかの対策を講じていく対策窓口が必要かと思われませんが、現在、農林振興課において、どのような対応をしておられるのかを質問したいと思います。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの 2 点のご質問であります最初の小規模農家の現状と農作業支援についてを、お答えをさせていただきます。

今、金澤議員も質問の中で述べられましたとおり、本町を取り巻く農業の現状、これは非常に厳しいものがございます。担い手の減少や農業従事者の高齢化の進行、鳥獣害による農作物の被害など非常に諸課題が山積をしております。近年、ほ場整備を実施した農地でさえ耕作放棄がされ、荒廃している傾向が見受けられるようになってまいりました。

これらの要因は、いろいろとあります。やはり日本の農業全体の問題、また、地域の特質的な、こういう小規模農家というものが多地域、それぞれ違うんですけども、一番の佐用町内のこうした状況が生まれている要因は、やはり町内の農業というのは、非常に元々小規模であって、現在、そのまま、昔のように農業だけでは、これ採算がとれない。農業で生活ができないという現状、現実があります。

そのため、昔のような兼業農家という形で農業が守られてきた面があるんですけども、そういう点においても、やはり若い人たち、これからにおいても、この働き方において、やはり休みは休み、また、そうした、勤務されている、勤められている仕事、それとプラス合わせて農業を兼業でやっていくこと自体のあり方、こういうことが社会としても、なかなか全体ではできない状況にある。こういうことが大きな要因ではないかというふうに

思います。

そういう状況のために、国では、儲かる農業の実践を目指して、農業者の所得向上を掲げ、大規模農家の育成や集落営農組織の法人化、6次産業化の推進、新規就農者の確保などを推進しているわけではありますが、町といたしましても、農地中間管理事業や産地パワーアップ事業など国や県の事業をはじめ、町独自にも、水田農業担い手育成奨励金などの町独自の助成制度などをつくりながら、大規模農家への農地の集積、集約や大型機械の導入、集落営農組織の組織化、法人化などを推進してまいったところでもあります。

また、あわせて、佐用風土を旗印として、佐用もち大豆やひまわりなど、町の地域特産物のブランド化を進め、広く農業者の所得向上にも努めているところでもあります。

しかしながら、本町の農業は経営基盤が脆弱な小規模農家が多いのが現状でありまして、しかも過疎化や高齢化により農業者が減少し、農用地、水路、農道等のそうした農業基盤の保全管理に対する農家の負担が年々大きくなってきております。

さらに集落機能の低下により、これまでは、地域の共同活動によって支えられてきた自然環境の保全、良好な景観の確保なども、これもなかなかできないような状況になっております。

そこで町では、国の中山間地域直接支払制度と多面的機能支払制度を推進し、それらの課題解決に当たっております。

中山間地域等直接支払制度は、急傾斜地など農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、平成12年度から実施をしているところでもあります。

集落などを単位に、農地を維持管理していくための協定を締結をして、それにしたがって農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みであり、耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の泥上げ、草刈り等管理活動など、農業や集落を将来にわたって維持するための活動を支援しております。

現在、町内において、この制度の対象となる農地の96パーセントに当たる192ヘクタールの農地を対象に38地区で実施しているところでございます。

また、多面的機能支払制度は、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全など、農業・農村が持つ多面的な機能の維持・発揮を図るため、農業者や地域住民が取り組む共同活動などを支援する制度でございます。

主に、水路の草刈りや泥上げ、農道の砂利補充など、農地の保全活動を支援したり、農業施設の軽微な補修や植栽活動など共同活動を支援したり、また、農道の舗装、コンクリート水路の更新など、老朽化が進む農業施設の長寿命化の活動を支援をしたりしております。

現在、町内の対象となる農地のうち68パーセントに当たる884ヘクタールで69組織が、これを実施していただいております。

今後とも、こうして各集落などにおいて、これらの制度を有効に活用していただくことで、少しでも耕作放棄地の防止につながっていければというふうに考えているところでございます。

農業生産を続けていただくことにより、自然環境の保全、良好な景観等が確保されるという考えでございますので、小規模農家の農作業に対する支援に、現在、そういう制度を結びつけていきたいというふうに考えて、さらに、こういう制度の活用を推進していく考えでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金澤君。

1 番（金澤孝良君） よくわかりました。大規模農家については、確かに、そういった制度がたくさん、町長あると思うんですけれども、いわゆる三反百姓ですか、そういった方々の本当に小規模な農家なんですけれども、そういったところに対しての、うまいこと併用してやっていこうじゃないかというご提案もいただいたんですけれども、実際に、そういう制度をうまいこと利用しながら小規模農家も支援を受けることができるのかどうかなんですけれども、その質問をします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 今、答弁の中で、大体総括的に答弁させていただいたんですけれども、そうした、今言われる、昔から私たちの地域、特に小規模農家、三反百姓、五反ぐらいあれば大きいほうと言われるような農業では、採算性がない。これで生活を維持することはできないというような農業の現実というのは、これはなかなかどうやっても高収益を求めてハウス農業とか、そういうものをやっていけば、また違うんですけれども、通常の畑作、また、水田で米をつくるというような形では、これは収益を上げることは難しい。

そういう中で、国においても、これまで長年にわたって減反政策という調整政策の中で、そうした米、水田を中心に小さな農家についても減反すれば減反奨励金というようなものが支給されたりして維持してきましたけれども、それも今年から小規模農家ではだめだと。国際的な、今、価格競争もありますから、実際、大型化して効率化を図らないと、農業というのは維持できないという考え方であります。日本の国そのものがですね。

ですから、その制度も先ほど申しましたように、そうした小規模農家というのは、農業を無理して維持していくということは、もうできないんだと。だから、大規模農家に集約をしていって効率化を図っていこうという、そういう基本的な考え方が前提にあります。

ただ、そうは言っても、日本の各中山間地のそうした地域というのは、各集落の中に農地が点在をしていて、そういう農地、畑地、それが1つの集落の景観なり、また、環境なりを構成している大きな要因であることは間違いありません。

ですから、そういう中で、なかなかそれを大型化していくといっても、基本的に大きな機械、農業機械なんかが使えるように補助整備をして、耕地を整備して、できれば、そういったところは、そういう形で整備をしているわけなんですけれども、例えば、集落に点在するような、小さな点在する農地というのは、なかなか、そういうことはできない。

ただ、そういう農地を維持して、農地として環境面からも維持していくために、こうした多面的機能支払い制度とか、中山間地直接支払制度、これは各個人個人、1軒1軒の農家だけでは、もう集落、地域を維持して、そういう農業を維持することはできないから、例えば、多面的機能の農地が持つ、そうした機能を維持していこうとすれば、これは農業をやっている人もやっていない人も含めて、地域で、みんなで、その地域の環境を守りましょうと、そういう活動に対して、国は、助成制度で助成をしていきたいと思いますという取り組みであります。

だから、なかなか今、機械、小さな農業でも機械化されていますから、3反ぐらいつくっておられる人、2反つくっている人でもトラクターを持ったり、田植え機を持ったり、それは自分で採算には全く合わなくとも、機械を購入して、実際に自分でやっておられる方もたくさんおられます。

だから、そういう方に対して、例えば、機械の今、大型農家が受けられているような助成とか補助金、そういうものがないのかという話だと思えるんですけども、それはもう、なかなか逆に、今の大型農家のほうへ集約をしていこうという考え方の中で、そこまでは、もうできないということであると。そういう、今、農業の日本の農業全体の状況というのは、そういう状況にあるということ。町としても、ある程度、独自にも、先ほど申しましたように、自分でできない。それを、そうした専業農家、大型農家に貸し付けを依頼された時に、1反当たり、例えば、1万円の助成をして、集約して管理をする方にも管理がしていただける手間、非常に不便なところの農地だとか、整備がきちっとできていないような小さな農地というのは、草刈りとか、それだけでも大きな経費負担になりますから、そういうことも含めて、町としての独自なまた、そういう助成制度も含めて、何とか維持していただけるように努力をしているというのが、今、佐用町における現状でございます。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金澤君。

1番（金澤孝良君） 町長のお話も十分にわかりますし、そういった国の制度というのは、やっぱり決められたものですから、仕方がない部分もあるんですけども、本当に現状の佐用町の農家の本当に小規模な農家の方の意見を言いますと、ほんならそうか、しゃあないなという納得が、なかなか僕自身もそうなんですけれども、できるようなご説明じゃなかったんじゃないかなと思っております。

と言うのは、先ほど、町長も言われたように、採算が合うとか、合わんとかじゃなしに、やっぱり先祖から守ってきた農地を荒らさずに、頑張って次の世代にわたしていこうじゃないかという心構えの中で、農地を守っている方もたくさんおられるんじゃないかなと思います。少なくとも、僕はそう思って小さな農業、2反もないんですけどもね、本当に嫁や子供から言わしたら、買って食べたほうが安いん違うかいうような格好でも農地を守ろうという気持ちで頑張ってやっている所存なんですけれども、そういった農家をぜひ…、そういったところ本当にこの佐用町でも多いと思うんです。

僕、仕事、農薬散布の関係で町内、いろんなところ回らせてもろたんですけども、本当に未整備田で、まだまだ一生懸命頑張っておられる地域も結構あります。そういった方々が一生懸命汗水流して自分の土地を守っている。そういった状況を見て見ますと、町長、本当に何とかしてほしいという気持ちは、本当にあるわけですし、僕自身も本当に何とかしてあげたいなという気持ちがあるわけなんです。

そういった制度の中で、上手に制度を利用するといいますか、集落単位で取り組んでできるのだったら農会単位でも、集落単位でも、ひとつまとまって地域ごとで、こういった援助を受ける制度が適用できるんだったら、また、農林振興課のほうで指導していただいて、取り組みがやっていけるような状況を、ぜひつくってほしいなと思っていますとところでございます。

作業だけではなく、午前中にも出ていましたように、獣害ですか、猿とかイノシシとか鹿とか、本当に一生懸命つくった農作物も一夜にして荒らされてしまうような状況もあります。そういった柵の補助についても、今まで、何か個人でも補助が出ていたということなんですけれども、ここのところ集落単位での対応にしろとかいうように若干変わってきたようにも聞いております。

そういった、わずかな助成でもやっていただくと、ある部分では納得がいくところがあ

るんじゃないかなとは思いますが、本当にささいなことでも結構なんで、何とか町というのか、行政のほうで支援がしていただけたらと思うんですけども、最後になりますけれども、ひとつお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど申しました、そうした状況も十分わかっていますので、国においても、そうした小規模農家なり地域に対して、この中山間地の直接支払制度、また、多面的機能の支払い制度、これを十分、また、勉強もしていただけたらと思うんですね。

だから、なかなか、それを取り組まれていない地域もあるんですよ。

だから、まずある制度を、できる限り有効にうまく使う。これには、地域の皆さんが一緒にやろうという、そういう地域づくりをしていただかないと、先ほども出ていた、その地域づくり協議会なんかの活動もそうなんですけれどもね、なかなか、確かに一人一人は、昔から先祖から受け継いだ農地をしっかり守ろうとか、本当にそういう気持ちで汗水垂らして、本当に採算が合わなくても農機具を購入して努力をいただいている。そういうことで維持している、守っている部分が非常に大きいとは思いますが。

ただ、そういう中であって、そういう人たちも、一人一人では、自分のできる間はいけれども、その後、自分ができなくなった時に、じゃあその次の子供たちが、それをやってくれるかという、なかなか、そういうことも、すぐには、簡単にはできない。

ですから、やはり長い目で将来見ると、地域で一緒に取り組んでやろうという、こういう取り組み方が必要ではないかというふうに思うんですね。

ですから、金澤議員の奥金近のほうでも、そういう制度の中で利用されるのかどうか、ちょっとわかりませんが、皆さんに、そういう研究をしていただければ、それはもう農林振興課のほうも、それを何とかやっていきたいということで、やってくださいということは、ずっと推進をしているわけですから、その点は、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

あと、もう1点何ですかね。それでよろしいか。

1 番（金澤孝良君） はい。

議長（山本幹雄君） 課長は。

1 番（金澤孝良君） それから、もう1つ、その関連なんですけれども、今、町長が答弁いただいたように、できるだけ該当する集落が、僕、何集落か声、聞いておりますので、そういった農会単位といいますか、集落単位での取り組みをやっていくように、奥金近も含めてなんですけれども、していきたいと思えます。

そういった過疎地域自立促進計画というのを、町のほうで出されているように思います。その中にも、これを読んでいきますと、かなりそういった部分で情報の分析とか、これからどうあるべきだということも、今、町長が答弁されたようなことも記載されておりました。

それで、この計画、非常に、僕、いい計画だなと思っております。平成 28 年度から平成 32 年度までの5カ年計画ということで、このことについて、こういった取り組みが、このとおりに実行できたらすばらしい取り組みだと思うんですけども、こういった形で

取り組んでおられるのかということを経済に、企画防災課のまちづくりの課長にお聞きして、僕のほうは、この関連のほうは終わっていきたいと思うので、最後にちょっと、計画について、どのように取り組んでおられるのかということを質問させていただきます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） ただ今、言っていました過疎地域自立促進計画でございますけれども、この計画につきましては、町のほうで行政運営する上での計画といたしましては、この佐用町第2次総合計画というのがございます。これが町の計画といたしましては最上位計画ということに位置づけられております。

その中に、基本構想があり、それに基づく前期後期の基本計画というものを策定させていただいております。

先ほど、言っていました過疎地域自立促進計画につきましては、その総合計画の中の基本構想、基本計画、その実行計画といえますか、実施計画的な位置づけに当たるものと思っております。

また、この計画につきましては、予算の中に出てきます過疎債を受けるに当たっては、必ずこの計画を立てないといけないということで、中身見ていただきますと、本当に具体的な計画になっております。池の名前ですとか、そういったところまで謳いこんでおります。そういった、本当に実施計画といえますか、そういう計画でございますので、町といたしましては、総合計画に基づいた形で、町政、行政の運営のほうはしておりますので、個々にちょっと、この過疎地域自立促進計画では、こういう取り組みをしているということは、なかなかお答えできない状況でございます。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そうした計画というのは、総合計画で、できるだけ幅広く、全体を網羅しております。

ただ、課長言いましたように、それには何するにしても、事業にするにしても、1つの財源というものが、当然要るわけです。その財源というのも、今言う過疎地域に指定されると、過疎債という起債が発行が認められる。その過疎債というのが、財政的に非常に有利な、後年度に交付税で算入いただけるという、ある意味では、いっぺんには補助金をもらえませんが、後年度に補助金が入ってくるというような、そういう過疎法ですね。

ただ、それについても、年間の過疎債を発行できる金額、事業費というのは、ある程度限定がされます。ですから、網羅してたくさんあるやつを、もっともっと、どんどんと、実際の事業を実施すればいいじゃないかというふうに思われると思うんですけども、やはり年間、いろいろなほかにも農業だけではなくて、そこに記載しているように、道路でありますとか、ほかの地域のいろんな施設なんかの改修、そういうものも過疎対策という形で実施をしていくということで、限られた財源の中で計画的に順次やっていくという、そういう制度です。

だから、この過疎法も一応時限立法と言われて、永久的なものではなくて、今回ののは、平成32年までが過疎対策。ですから、私どもは、そうした財源がないと、何も、こうい

いろいろな対策ができませんから、国のほうへは、さらに過疎法の延長ということ、また、今、運動をしているというのが、そういう状況をご理解いただきたいと思います。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金澤君。

1 番（金澤孝良君） はい、わかりました。ありがとうございます。

続いて、次の質問に入らせていただきます。

青壮年層、20代から40代への生活支援についてなんですけれども、人口減少の中でも、この佐用町で一生懸命生活をしている青壮年層の方も各地にたくさんおられると思いますが、この佐用町役場の職員をはじめ民間企業で、町内で活躍されている皆様には、私自身は、非常に敬意を表しているところであります。その世代の人たちが現在の佐用町を支えてくれているわけなのでありますが、その生活実態は非常に大変厳しい経済状態ではないかということをお察しております。

高齢者に対しては、さよさよサービスのような、格安の支援も実施され好評のようですが、若い世代に対しても何かこの生活支援として行政の支援を強化し、より現実的な対応がいただければなというふうに思っております。

例えば、これは例えばなんであれなんですけれども、上下水道の割引とか非常に光熱費が高く、若い世代には非常に負担になっているようなので、上下水道の割引、それから子育て世代には学校給食費の助成などの支援を行い少しでも余裕のある生活を目指せるように頑張ってもらえればなと願うところでございます。

宅地造成地も各地で販売されておりますけれども、この若い世代が一所懸命頑張って、佐用町内で土地を購入して新築をされておりますけれども、実態を見れば住宅ローンなんか70歳ぐらいまで組んでいるんやという方も結構あるようでございます。非常に厳しい状況の中で、一生懸命、この佐用町で生きていくといいますか、佐用町を支えていくために頑張っている青年たちがあります。その青年たちの余裕のない生活が、本当に目に浮かぶようでございます。安心して青壮年層が永住していくためにも、今、思い切った政策で住みよい魅力ある佐用町であると若者が実感できる、今後の方策を町長に質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの2点目のご質問でございます青壮年層、20代から40代という一番佐用町の中で元気に働いて支えていただいている世代、その生活支援についてというご質問にお答えをさせていただきます。

本町のそうした世代の中で、特に若い世代に対する支援といたしまして、子育て、教育、出産、結婚、医療などに関するそうした支援制度。また、住宅の新築、取得、就職の勤務などに関する定住支援制度。また、仕事に関する就農支援制度、起業支援制度、福祉支援制度、それぞれいろいろな施策を展開をしているところであり、金澤議員から言われると、また、そうしたものが、その皆さんに実感として何もないというふうに感じられるということでもありますけれども、そうした施策を実施しております。

大きく5つのそういう施策に分けて、少し、その中身、現状というものをご理解いただ

くためにも申し上げていきたいと思えます。

まず、子育て支援制度と定住支援制度に関するものとしたしまして、既に、それぞれ議員の皆さん方には、ご承知いただいていることとございますが、現在、佐用町が実施する制度の現状について、今一度、具体的に申し上げさせていただきたいと思えます。

子育て支援制度につきましては、若い世代が結婚して、子供を産んで育てようと思える社会の実現に向けて、不育症治療費の半額助成とか、また、1回当たり10万円を限度とした特定不妊治療費の助成、9万8,000円を限度とした妊婦健康診査費の助成、また、妊婦歯科健康診査の受診の助成や1回当たり5,000円を限度とした産婦健康診査費の助成、また、子供さんが産まれると出産祝金5万円の支給、新生児聴覚検査の初回検査費用の全額の助成、また、定期予防接種、こういう病気、予防接種の全額助成、さらには、子供さんが保育園、また、幼稚園、そういうところに当然、行かれる。また、子供を預けて働かれるという中で、そうした保育料の第2子以降の無償化、また、この保育料の無償化に併せて学校に上がっても、その学童保育というのを佐用町全域で実施をいたしております。そうした学童保育料についても無償化を行っております。

また、小中学校の児童生徒に使用する副教材についても、購入費の相当額を平成27年度から助成をしているところでございます。この助成に当たっては、町商工会発行の商品券を子育て支援券として、年2回配布して、町内商工業の振興も同時に図っております。年額で、小学生が1万5,000円、中学生が3万円の助成となっております。

給食費につきましては、これも平成27年度から始めた佐用町学校給食の地産地消及び質的向上事業により、佐用町の農産物やその加工品を取り入れた給食の提供と食育の推進に要する食材費相当額分を全て助成をさせていただいておりますし、あわせて給食費の基本月額でございます、これまで小学校で4,200円、中学校で4,600円の給食費というものが設定をされていたわけですが、また、幼稚園においては2,600円、そうした給食費につきましても、この分の半額を助成を既にしております。実質では、そうした質的向上、地産地消の分をあわせての原価で計算いたしますと、今、1食当たり335円、給食が、人件費とか調味料とか、光熱費とかは、これは全て公費で賄っているわけですが、そうした食材費だけの原価が335円のところを保護者の給食負担額は133円ということで、約6割の部分を町が負担をしているというのが現状であります。

また、新婚世帯の所得額が、340万円未満の場合には、最大で24万円を限度とした結婚新生活支援事業というのも実施をいたしております。

生活支援といたしましては、これらの経済的負担の軽減を実施するとともに、ソフト面の支援といたしまして、子育て支援センターの設置や、先ほど申し上げました学童保育の拡充、病児・病後児保育の開始など、子育てがしやすい環境の充実も図っているところでございます。

特に、今年度4月からは、健康福祉課内に、さよう母子健康包括支援センターを開設して、妊娠、出産、育児への総合的な支援を目的として、妊娠期からの母親の不安や悩みを気軽に相談できる体制をつくり、包括的な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を提供をしているところでございます。

次に、定住支援制度につきましては、40歳以下の若者を対象に、住宅の新築で50万円、空き家バンクに登録された住宅の取得で30万円の応援金を支給をしておりますし、学校卒業後、町内に在住して、正社員として事業所などに就職し、通勤する若者が6カ月を経過した時点で、5万円の就職奨励金というのも支給をいたしております。

そうした、応援金、奨励金の支給は昨年度から始めた事業であります。平成29年度の実績は、新築応援金を受けられた世帯が14件、取得応援金は1件、就職奨励金が37件ございました。この事業につきましては、この6月に、また、アンケートを行い、今後、

事業の検証を行う予定でございます。

さらに、住宅関連といたしまして、五反田にある定住促進住宅の家賃を、新婚、子育て世帯や単身勤労者への優遇措置として、月額で最大1万2,000円の減免を4年間実施しておりますし、町営住宅の入居要件となります世帯の月額所得を、新婚、中学生までの子供がある世帯につきましては、25万9,000円以下まで引き上げる緩和措置も実施をしているところでございます。また、町有の分譲宅地については、それぞれ土地の価格が違いますけれども、通常価格から100万円程度の値引きとなる若者価格を設定した団地もありまして、昨年度は、売買があった3区画のうち2区画が、若者価格の取引となっております。以上が、今、町の実施している若者への定住、特に住宅環境の経済的な支援でございますが、これら、いろいろなこうした支援制度、町といたしまして、近隣の市町と比較をいただければ遜色のないものであろうかというふうに思っております。

金澤議員の質問で述べました、働き盛りの青壮年層で、佐用町を担っている若者が、住みよく、魅力ある町と実感できる町づくりは、今年度、施政方針の1つの柱としても掲げました、安全で安心して暮らせるまちづくりに通じていると考えておりますが、方策として、議員が例えの事例で挙げられました上下水道の割引等についてを申し上げますと、やはり、現行の上下水道の使用料は、公共サービスの面から、既に大きく価格を割引といたしますか、そうした定額な使用料で設定をして、住民の皆様に提供をしているところでございます。確かに、佐用町の水道は、それでも例えば、赤穂市とか、たつの市だとかと比べると高いというふうに思われるわけですが、やはりそれは、佐用町の水道の設備の施設の状況、こういうものを見ていただければ、なかなか、佐用町だけではないんですけれども、そうした中山間地の水道や下水道というのは、非常に多額の経費、建設費も維持費もかかっているということ、これはご理解をいただきたいと思えます。

都市部のように、人口が密集し、また、平たん地であって、大きな加圧ポンプ場や水道施設がないところ、広域的な水道施設を持っているところというのは、これは非常に、ある意味では安い水道料金が可能になっているわけですが、実際、現在、佐用町では、口径13ミリの場合、基本料金が2,160円、使用料が10立米を超えた場合の超過料金、これが1立米当たりが124円ということになっているわけです。

しかし、先ほど申しましたように、町のこの施設、建設をし、また、維持をしている。こういう全てを採算が合うかどうか、それをコストに入れて考えると、それこそ今の桁が2桁ぐらい上がってしまうぐらいな料金を設定をしないと成り立たない状況ですが、実際に、これからの施設の維持管理、償却とかそういうものを勘案しても、水道でやはり、今、124円というものを、これから500円ぐらいに上げないと維持できないというような試算も出ております。

国においても、今、佐用町は簡易水道という、そういう範疇で運営をしているんです。上月の水道は上水道、同じような水道なんですけれども、これは、いろいろとつくった時の制度上の問題、形で違います。

しかし、国においては、もう簡易水道制度というのを廃止して、全て上水道。上水道というのは、企業会計で、これからは運営しなさいという指導です。これを企業会計で運営をしていこうとすれば、当然、毎年、実際に今の使用料をいただいているのでは、全く赤字になるわけです。その赤字を毎年繰り越していかなきゃいけない。そうすると、10年もすれば何十億という赤字になってしまいます。

まあまあ、こういうような状況であるということ、これ、町としては、一般会計から、その赤字分については、繰り入れを行い、また、施設の建設については過疎地域という中で、建設において、施設の整備において過疎債の活用、また、水道債というような助成制度、有利な財源を活用して整備も行ってやってきておりまして、こういう制度を維持してい

ないと、町民の皆さんへの供給ということについては、今、金澤議員がおっしゃる、もっと割り引いてくれというようなことの逆に、もっと負担、料金改定で値上げをしなきゃいけない。そういう状況になるおそれが非常に強いというのが現状であります。

今、町としても合併して、もう13年目、15年間合併特例債に基づく交付税措置も、今、どんどんと遡減されて、あと2年後には、それがゼロになります。そういう中で、非常にこうした道路、非常に町内たくさんの何百キロの道路があります。それから、上下水道、町民の皆さんが、日々生活する上で、必ず欠かすことのできない大切な、そうした社会インフラ、こういうものを維持して、老朽化していくものを、いかに維持していくか。これが非常に大きな課題でありまして、財政的に非常にますます厳しくなることが見込まれる中で、そうした今現在の行っている、先ほど、ある程度概略申し上げました、そうしたサービスといいますか、住民の皆さんへの支援、そういうものを維持していくことが、これが非常に厳しい。何とか、これを維持していきたいということで、いろいろと努力をしているところであります。

こういう財政の面から言ってみても申し訳ないですけども、お金がどこからでも降って湧いてくるものではなくて、決められたルールの中でしか町の収入というのはございません。そういう中で、今後、思い切った、今、ご提案のそうした財政的な支援、今、これ以上の支援を行うということは、難しいということはお理解をいただきたいなというふうに思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金澤君。

1番（金澤孝良君） 町もかなり取り組んでおられて、僕のほうが、非常に勉強不足な部分もあったと思うことは思います。お詫びを申し上げます。非常に詳しい説明いただきまして、ありがとうございます。

ただ、そういった実感を若者が持っているかどうかということは、せっかく町長言われるように、そういう施策されているんですしたら、PRと言いますか、こういうこと取り組んでいるんだということも、もっと、若者に知っていただく、せっかくやられているんですしたら、知っていただく必要もあるのではなかろうかなと思います。

というのは、僕の娘も30代後半なんですけれども、長女が、その支援に該当する年代なんですけれども、そういったことを、全然話せんと、しんどい、しんどい生活が苦しいとかいうばかりなんでね、本当に、そういう恩恵を受けているということがわかれば、また、町に対しての考え方も違ってくるのじゃなかろうかなと思います。

この間、町長言われたように、うちの孫が小学校6年生なんですけれども商品券もろて喜んでいました。これで靴を買ってもらうんやいうてね、そういった形で、形が見えるものがあつたら、本当に今、子供も喜んで、非常に値打ちがあるんじゃないかなと思いますので、そういった施策を、もっともっと町なりにもPRされていって、僕のほうが勉強不足で知らなんだだけかもわかりませんので、それでしたら、非常に申し訳ないなどは思うんですけれども、ひとつ一生懸命、今後も思い切ったことができるように頑張っていただけばなと思うんです。

それから、最後に、町長、先ほど言われたように、安全安心であるまちづくりということで、若い世代のことなんですけれども、この間も新聞に出ておりましたように、生涯女性が出産するあれば1.57人だったかな、非常に低い数字ということでもあります。当然、佐

用町が、どのぐらいになっているのか、僕のほうもデータも調べておりませんが、非常に少ないような気がします。

何でかという理由は、女性も少ないし、人も少ないしということなんですけれども、前から、この議場でも討議されたような記憶、僕、テレビで見たことある。佐用チャンネルで見たことがあるような気がするんですけれども、産婦人科が町内から消えて、はや久しくなりますけれども、そういった今後、そういった取り組みの計画があるのか、ないのか、このままの状態が一番近いところで、今だったら山崎なんですか、ちょっと遠のいていきますので、わかりませんが、一番近いところでも、かなり車で走らなければあかんということで、大変出産に困難な地域になっているようなので、そういった計画とかがあるようでしたら、お教え願えて、最後の質問にさせてもらいたと思います。お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そうした施策というものを、町民の皆さんにも、もっともっと知っていただきたい。評価もしていただきたい。

それと同時に、そういう支援をしても、どうしても、それは当たり前、すぐなります。ほかと比べてということも、やっぱり考えていただきたいというのがあって、あまり町が何してます。かにしてますということ、あんまり私も全面に出していくのは、いいにくいところもありますけれども、佐用町としても、少しでも、そうした、これから若い世代に対して、しっかりと生活を安定していただくような施策に取り組んでまいりたいと思っております。

そうした中で、先ほどの産婦人科ですね。これは以前から非常に大きな地域課題として、これなかなか、病院の経営というのは、非常に厳しいといいますか難しい。それから、医師の確保が非常に難しい。

そういう中で、ご存じのように、近隣でもたつの市にも産科医はありません。

特に、中山間地の、そういう地域というのは、そういう問題で、常にこれは県なんかの要望会の中でも、地域に産婦人科を設置してほしいと。特にこれは、佐用町だけで設置というのは、本当に不可能な状態です。ですから、この周辺の地域が協力して、テクノなんか、そうした病院を設置してほしいということ、かなり県にも強く、これまで長く要望をしておりますけれども、なかなか、そういう点も実現ができていないというのが現状です。

出生率も確かに非常に低い。これは、佐用町においては、今、1.4、統計的にはちょっとぐらいになっています。一時、1.2 ぐらいまで下がっていたところがあるんですけれども、それでも2以上ないと、人口が確実に全体として減るわけですから、もっと日本全体の人口の出生率、これを上げていかなきゃいけない。

ただ、この大きな原因としては、一人っ子とか、昔のように家庭で、夫婦で、子供の数が減っているということも確かにあるんですけれども、それよりか、結婚をしない。されていない方が非常に多いということですよ。

ですから、出産年齢というものは、当然、ある程度限られますから、そういう中で、佐用町は、やはりまず出生率を上げたり、その子供を増やしていこうとすれば、結婚支援をして、みんな家庭を持って、そして、子供をつくっていただく。そういう面での支援ということで、今、結婚支援員というような職員を置いて、いろいろと、そういう男女の出会いの場をつくり、そうした結婚に結びつけていくというような、そういうような活動を続

けているというのが現状です。

なかなかでも、この問題は難しいです。大きな成果は上がっていないというのが正直なところですが、そういう状況をお話させていただきまして、答弁にかえさせていただきます。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金澤君。

委員（金谷英志君） はい、ありがとうございます。

私のほうの質問は以上なんですけれども、初めての質問で、私どもちょっと上がりながらやらせていただきましたけれども、これからも一生懸命、この町政に対して意見を述べていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

議長（山本幹雄君） 金澤孝良君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を3時40分からとします。

午後03時16分 休憩

午後03時40分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。
6番、廣利一志君の発言を許可します。

[6番 廣利一志君 登壇]

6番（廣利一志君） 6番議席、廣利でございます。

今回の町議選の低投票率についての見解は。隠された町民の皆さんのメッセージをどう読み解くか。

今回の町議選の投票率は68.83パーセントで、前回の投票率77.11パーセントから8.2パーセントの減少で、過去最低となりました。

政治に関心を持たない人が増えており全国的な傾向であり、投票する権利もあるが投票しない権利もあり、やむを得ないのではないかとということで総括をしてしまうと町民の皆さんのメッセージをきちんと受け止められないままで終わってしまうのではないかと。

私たちが抱える問題、懸案は決してないわけでありませぬ。町民の皆さんもいろんな場面で発言をされ、解決に向けての対応を急げ、どう対応したのか示してほしい、きちんと議論をしてほしいなどを各地で聞いてきました。

我々は、そんなたくさんの町民の皆さんの声に対応しなかつた結果が今回の低投票率になってしまったのではないかと危惧しております。

以下の項目について町長の見解を聞かせてください。

①点目、今回の低投票率に対する町長の見解は。

②点目、さまざまな懸案、課題を我々は抱えておりますが、町長が最優先だと考えるものは何か。その対策の解決に向けて、さらにスピードアップが必要ではないか。

③番目、選管として投票率アップに向け、何を、どう取り組んだのか。2016年より新たな有権者となった18歳以上の方々への取り組みは十分であったのか。

④点目、町民の皆さんとのコミュニケーションの場を今まで以上に設ける考えは。

⑤点目、議会のあり方について議論はありますが、議会に何を期待しますか。

以上、この場から質問として、再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

今回、4月に実施されました町議会改選選挙の低投票率についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず①点目の今回の低投票率に対する町長の見解はということについてでございますが、選挙に関することにつきましては、当然、これは選挙管理委員会の管轄でございますので、選挙管理委員会から受けた報告によりまして、まずは、答弁をさせていただきます。

今回の町議会選挙における各地域別の投票率と前回との比較増減でございますが、佐用地域が68.86パーセントで9.02パーセントの減、上月地域が70.59パーセントで9.08パーセントの減、南光地域が67.28パーセントで5.78パーセントの減、三日月地域が68.02パーセントで8.33パーセントとなっております、特定の地域に限らず、それぞれの地域、町内全域で投票率が大幅に低下をしております。

年齢別では、平成28年度に選挙権の年齢の引下げによる投票率の低下も懸念されて、20歳未満の投票率は32.49パーセントと低調であります、20歳未満の有権者の数が全体の1.8パーセントとわずかでありまして、今回の投票率の低下の主な要因とは考えられません。

ただ、私の私見ですけれども、これは皆さんも、そのように思われる方も多いと思いますけれども、今回、前回と比べて大幅に、これだけ大幅に投票率が低下したことの一番の要因は、やはり立候補者数が少なかったと。これは、いろいろと要因として、廣利議員のほうもお話しの全国で見れば、最近の各選挙、投票率が非常に低いということが、これが社会的な問題にもなっております。それは、各政治への無関心だとか、いろいろな要因があるということ。そういう点は、当然、この中にも含まれていると思いますけれども、これだけ10パーセント近い投票率が低下するというのは、特殊な要因としては、前回におきましての立候補者と比べて、かなり少なかったわけですから、当然、その分は、投票率が低くなるということは、これはある意味では、その選挙ごとに、かなり変わってくるのではないかなというふうに思います。

次に、②点目のさまざまな懸案、課題を我々は抱えているが町長が最優先だと考えるものは何か。その対策の解決に向けて、さらにスピードアップが必要ではないかということであります。

今回の質問の通告の中で、投票率の低下についての見解はという中で、町議会議員の選挙の投票率の低下とは、私のそうした最優先課題とか、そういう質問については、何かちょっと疑問を感じるところあるんですけれども、私なりに、それは別に町長としての一番大事な施策であり、いろんな機会でお話しもさせていただかなければならないと思いますので、答弁をさせていただきたいと思います。

本町を取り巻く状況というのは、皆さん、十分いろいろな中で議論をしながら、ご認識をいただいている中で、私も平成 30 年度の施政方針について述べたとおり、本町の住民基本台帳人口が、平成 29 年 12 月末現在で 1 万 7,241 人、1 年間で 368 人減少をしており、高齢化比率も 38.3 パーセント、約 1 パーセント上昇をしております。

平成 27 年国勢調査等のベースでは、本町の合計特殊出生率が、5 年前は 1.3 ということになっておりましたが、今回では 0.12 ポイント上昇して 1.42 と改善傾向にはありますが、今年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表をいたしました日本の地域別将来推計人口によりますと、佐用町の人口が、2020 年は 1 万 5,875 人、2030 年では 1 万 2,817 人、22 年後の 2040 年には 1 万人を切るということで、9,984 人。1 万人を切るというふうに推計をされています。

こうして、数字というのは、将来のこの人口推計であり、かなり細かいところでは、この数字が正確かどうかというのは、わかりませんが、大きな傾向としては、こうして急激に人口が減っていくということ。これは、私も何回も申し上げておりますとおり、1 つの将来的な人口推計をもとに、それを減少していくということに対して、今から、いろいろな対策をし、それに対して、人口が減っても、こうした地域を維持し、住民生活を安定して生活ができるような地域。また、行政が運営できるような行政のあり方。こういうものにする対策をしていかなければならない。それが一番の大きな優先課題だと思いますし、今日も昨日も質問にありました地域づくり協議会、これの見直しといいますか、振り返り、そして、今後の地域のあり方等をいろいろと考えていこうという取り組み、これも、そうした将来の人口が減っていく社会というものに対して、しっかりと、それを正面から見据えて、町民の皆さんそのものが、それぞれが、やはり一人一人確保して、また、一緒に考えて取り組んでいただかなければならないということで、最優先課題だということに思っております。

この人口減少がもたらす影響は、経済成長の鈍化による法人税、固定資産税や住民税の減少をもたらす、また、佐用町全体の収入も大きく当然下がります。一方、支出において、高齢化が進む中での社会保障などの給付水準の維持や道路、上下水道、ごみ処理など町民の皆さんが日々生活をしていく上で欠かすことのできない社会資本の維持のための費用は、逆に人口減少に比して、いわゆるそうした行政コストと言われるものは、急激に、逆に上がってくるというふうになるわけでありまして、これらを維持し、そうした今の現在の行政サービス、公的部門の持続について、いかにこれを持続させていくのか、非常に困難になるということ懸念をしているわけでありまして。

そうした中で、冷静に町の将来を見据え、既存の事業を改めて見直し、検証し、整理し、これから本当に何が必要かを判断した上で、廣利議員もご指摘のとおり、より効率的・効果的に、スピード感を持って進めていく必要があると考えております。足元を固め、末永く安定した財政運営を推進する観点から、引き続き、安全で安心して暮らせるまちづくり、将来を担う子供達を育てる教育と子育て環境の整備、産業と観光の振興を 3 本の柱として、町政運営を一步一步、着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、③点目の選管として投票率アップに向けて、どう取り組んだのかということですが、これも選管としてというもので、立場であり、私から選管としての考えというものを、ここで申し上げるとするのは、非常に僭越になるというふうに思います。

ただ、今、選管としても、いろいろと投票率アップのために、いろいろな取り組みをいただいておりますので、そうした状況について、私からかわって、少しお話をさせていただきたいと思っております。

私の思いとしては、やっぱり一番には、投票率のアップをどう図るかということについて、そうした物理的ないろんな啓発活動とか、いろんな取り組みはもちろん必要かと思

ますけれども、そういう中で、やはり町民、住民の皆さんが、やはり自分たちは、町と町民というのは1つのものであると、そういう一体のものであるという意識ですね。町民意識、住民意識というものを、まず、そういう活動の中で、醸成をしていかなければいけないと、根本的な解決にはならないなという感じを、私は持っております。

まず、県及び国政選挙をはじめ、選挙全般に係る啓発といたしまして、将来を担う子供たちが選挙というものに関心を持ち、選挙の重要性を知ってもらう目的で、毎年、小・中学校及び佐用高校の生徒児童を対象に明るい選挙の啓発ポスターの募集と優秀作品等の表彰を行っております。

また、成人式においても平成30年度であれば、対象者177人、出席者141人で、80パーセント近く出席をいただいておりますけれども、出席者全員に、毎年、「池上彰の選挙に行くってそういうことか」「暮らしの中の選挙」と題したパンフレットの配付も行っております。

県及び国政選挙のみでございますが、選挙管理委員及び選管職員がマックスバリュースタジアムにおいて、買い物をされる町民の皆さんに啓発資材を配るなどして投票を呼びかけられております。その他、公用車による選挙名、選挙期日等を掲げた啓発パネルを張って町内を巡回し、庁舎正面の壁面には懸垂幕等も掲揚して、投票前、投票期間中、投票日の前日には、町広報、また、ホームページ、佐用チャンネルや行政無線等を利用した啓発活動も展開をしております。また、新たな取り組みといたしまして、県選管と連携し佐用高校への出前講座等の開催を図るなど、特に、若い世代が選挙に関心を持ち、選挙の意義を、しっかりと正しく理解していただき、投票しやすい環境づくり、投票率のアップに努めていきたいというふうに考えております。

佐用高校における取り組みでございますが、平成28年の参議院議員選挙より選挙権が18歳以上になったことから、3年生を対象に学年集会を開催して、基本的な選挙制度や選挙違反等について説明を行って、自主的な投票をするよう指導をしていると聞いております。

また、生徒指導の先生は、有権者として気をつけなければならないことや選挙違反について書かれたプリントを配布しているとのことでした。

そうした中で、今、選挙制度の中でも期日前投票制度というのが、非常に適応して、それを佐用町においても、もう毎日が選挙日のような形にして、投票率のアップを図っているというのが現状ですけれども、なかなか、それに、そうした努力に対して、投票率が全国的にも上がってこない。逆に低くなっているという現状、そこには、いろんな課題、問題が裏にはあるというふうには、私も認識をいたしております。

次に、④点目の町民の皆さんとコミュニケーションの場を今まで以上に設けるということについてでございますが、町民の皆様が、住んでよかったまちとか、住みたいまちを実現するためには、まず、いろんな行政にも関心を持っていただき、より多くの皆さんの要望、意見をお聞きして、町の施策に、また、反映をしていくことが重要であるというふうに考えております。

そのために、町民の方とのコミュニケーションを図り、その意思を受け止めることが大切であり、一方通行の関係ではなくて、町民と町が情報共有して、町民の町政への参加が不可欠であろうと思っております。町民の町政への参加の機会といたしましては、各種総合計画や立案段階でのパブリックコメントの実施やより身近な地域組織である地域づくり協議会における活動、また、自治会長を通じての地域ごとの要望や地域活動など、そういう中で、いろいろと顔を合わせて、また、いろんな皆さんとお話をさせていただく機会、これを多くすること、これが大事なかなというふうに思いながら、私も、そうしたところにも、できるだけ出席をするようにいたしております。

そうした中で、直接的に要望という形で、その場を設けるという行政懇談会、これにつきましては、昨年、13 地域づくり協議会ごとに開催をしたところであります。行政懇談会では、これまでの事業実績や将来に向けた施策の説明のほか、参加者の方からは、直接ご意見、また、要望なども伺っております。当然、その場で、限られた方になってきますけれども、いろいろな地域の方々からのご意見が出され、時には、当然、苦言等もありますが、それは、貴重なコミュニケーションの場であり、町民の要望を町の施策に生かす重要な機会として位置づけております。

先ほどの投票率との関連でいいますと、町政への関心の高まりが投票率のアップにつながるのではないかというふうに、当然、私も考えますが、今後におきましては、より一層行政運営に対する町民からの提言、提案、あるいは苦情なり、また、疑問に対する対応、是正等を町民にフィードバックする取り組みを行って、町民目線による公平性、また、透明性の高い行政運営を、当然、私は、実現、実施していきたいと考えております。

次に、⑤点目の議会のあり方について、いろんな議論があるが、議会に何を期待するかというご質問でございますが、この点についても、町長として議会へのあり方について、私のいろんな意見を述べるということは、差し控えなければならない点が多いと思います。

その上で、あえて私の思いを述べさせていただくということになれば、そういう議会の国が、いろいろと、今、提言をしているような地方議会のあり方とか、そういう問題ではなくて、どういう制度を選択されたとしても、そうした町民を代表する議会という、そういう議会に対しての、私の思いというのは、少し述べさせていただきたいと思います。

少子高齢化が進行して、地方の人口が今後さらに減少することが予想され、本町は以前にも増して多くの課題に直面をいたしております。そのような中、議会は、執行機関を監視する役割を担うほか、町民の意見を町の施策に反映させることがこれまで以上に求められているのではないかと思います。

町議会におかれましては、町民の関心を集め、より高い信頼を得ることが必要であり、議会の活性化を図り、身近な議会とするため、議会報告会の開催や議会だよりの発行、佐用チャンネルにおける議会の放映、また、ホームページでの議会情報の公開など日常的な地道な活動をし、努力をいただいているところでございます。

今後、さらに町民の要望、本当にこれから町として必要としていること、期待していることなど、地域の意見を酌みとって、施策に反映させることによって、開かれた議会、魅力ある議会となつていただくことを、私としても、当然、大きく期待をしているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） まず、町議選がありましたので、我々自身、議会自身がやっぱり町長も触れられましたように、議会の魅力をアップするというのが、不断にまた、これが必要だろうし、本来の議論の場、あるいはチェック機関としての議会と、そういう本来の役割を、さらに果たしていくということが求められているんだろうなというふうに思います。

さらに、そのことを発信していくということが必要だろうというふうに思います。

で、再質問は、そういうこと的前提の上に、投票環境をいかに整備、充実していくかというところに絞りまして再質問をさせていただきたいというふうに思います。

町長、先ほど、最優先課題について、ここに何となく低投票率とは関係ないような感じ、確かにあるんですけども、私の思いは、町民の皆さんが考える懸案、課題と、議会も含めて、あるいは当局を含めて、要するに自他認知の一致というのが、町民の皆さんは、実は違うよということがあってはいけないなというところがあったものですから、ここであえて、こういう形で聞かせていただきました。

先ほど、町長のほうから、要するに選管の報告を受けてと、町長の立場からですから、そういう形なんですけれども、各地区の投票率について、報告をいただきました。佐用も上月も南光も三日月も、どこも低かったわけなんですけれども、あえて特徴のようなもの。あるいは、傾向といったものを、もう少しこれは詳しく見ていく必要があるのではないかなと。

で、佐用で6投票区。上月で5投票区。南光で4カ所。三日月で3カ所。18投票区がありますけれども、投票区ごとで見ると、一番高かったところは、77.6パーセントありました。一番低かったところは、65.08パーセントありました。これは、この18投票区のそれぞれの置かれた状況というか、いろんな問題が実はあるのではないかなというふうに思いますので、もう少し先ほど言いました傾向と、あるいは特徴的なことということについて、選管としてつかんでおられましたか。よろしくをお願いします。

議長（山本幹雄君） 答えられる。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、お答えになるかどうかわかりませんが、私のほうから、今、議員のほうからおっしゃられました投票区の関係、それから、町長のほうから選管の報告ということで、各旧地域の投票率の比等も報告がありましたので、ちょっと全体の話という形になろうかと思えますけど、私のほうから若干、数字も含めながら、お答えをさせていただければなというふうに思います。

まず、初めに、町長の答弁の中にもありました、各地域の投票別の旧4地域の投票率でございしますが、それぞれ5.8パーセントの減から高いところで9.1、それぞれマイナスなんですけど減という状況が起きておりますが、平均68.83の中の差でいいますと、旧南光地域が数字的には67.28と低いのですが、誤差としては1点数パーセントの地域で差が出ているぐらい。人数的にいけますと、平均より上回る70パーセントまで持って行くとしても人数的には80人ぐらいの…、ということは、1パーセントを上げるならば30人ぐらいの数字で1パーセントが動く、今の当日有権者数でございします。ですから、全体の2,000人、3,000人の多い中で1パーセントということになりますと、単純に考えても30人前後なので、毎回の町議選のこともありますが、その前にありました衆議院選、それから、その前にありました県知事選、18歳が初めて入った、その前年の参議院選、それらの数字からも比較しましても、大体この4地域のパーセントは比較しますと、申し訳ないですけど、高い地域と低い地域は大体同じでございします。

投票率は違います。今回の町議選は68高いですけど、前回の衆議院とかは、今度は60パーセント切るような、残念ながら低い数字になっておりますけど、比較をしますと、大体同じぐらいな差があるというような状況であります。

それから、先ほど、投票区の話が出ておりました。確かに、高いところと低いところ、ここでも12パーセントぐらいな差が出ておるわけなんですけど、僕はちょっと、もう1

つ気になった点は、一番心配しておりましたのは、参議院選挙の時から 18 歳を取り入れましたが、その時に投票区を 18 まで有権者の皆様にもご理解を得れる中減らしてきました。その中で、投票が、本当に、ちゃんと投票率がアップというのは、なかなか今の時代難しいんですけど、抑えることができるかということで、これは実際に投票してみないと数字は出ていなかったんですが、参議院選の比較を、当時やってみました。

投票所が変わらないところがあります。町内にも 4カ所、5カ所ありました。同じ投票所で、投票区番号は変わりましたが、あります。

それから、元々自治会で持っていた投票所があったところがなくなり、他の投票所に、今度は、投票に行かなくてはいけないところと、差を比較を…まあ、言うたら投票率の増減の比較をしてみましたら、あまり変わらない。数字的には。逆に、参議院選だけなので、これは確定では言えないんですけど、同じ投票所のほうが低い率が出てまいりました。

と言いますのは、絶対数が、やはり投票所ごとに少ないので、お二人とか 5人とか、10人のことで、すごく投票率というのは、投票所ごとが動きますので、なかなかその点は難しいということで、ご理解をお願いしたいと思います。

先ほど出ておりました、確かに 77.6 の投票区の減は、4年前とは 0.46 というふうに、あまり減っておりません。本当にいい数字が出ております。

それから、投票率が低いところでも、投票率が比較をすれば、あまり下がっていないところもありますので、頑張ってください投票をしていただいているところもありますので、なかなか、その数字で即答えが出にくいというのは、ちょっとご勘弁をお願いしたいなというふうに思いますが、全体の投票率の状況は以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6 番（廣利一志君） 何パーセント、何パーセントということでいくと、何となく、過去最低というところについては伝わるんですけども、これが数字でこう出していきますと、有権者、当日有権者が 1 万 4,921 人。投票者数が 1 万 270 人。ということは、4,641 人の方が投票に、何らかの理由で行かなかったと。約 5,000 人とはあれですけど、4,641 人ということ。結果的に過去最低ということになりました。

冒頭触れましたように、投票環境の整備、充実、確かに、私も投票所、投票区の減については、いろいろ議論があり賛成した経緯がありますので、そうではなくて、やっぱり、それに対応する形というのは、考えられるのではないかなというところがありますので、そのところについて、この後、質問を幾つかさせていただきたいというふうに思います。

もう 1 点、町長も触れていただきました若年層、18 歳、19 歳の方の投票率ですけれども、確か、32.49 パーセントということで、これは、多分、18 歳と 19 歳でかなり違うんですね。全国的には、大体 19 歳が 10 パーセント強低いということで、多分、18 歳の方は 50 パーセント近いというふうに思います。

だから、この 19 歳の方の問題というのか、ひとつこれから考えていく必要があるのかなというふうに思いました。

後は、やはり高齢化が進んでおりますので、この高齢者の皆さんの移動手段がない高齢者の方、あるいは、介護等、寝たきりの方、私も実際、今回、相談を受けました。投票に行きたい。しかし、郵便投票という制度がありますけれども、考えましたけれども、介護、要介護 3 だと、この適用にはならないということで、要介護 5 ということで、本当に寝たきりの方しか、郵便投票の適用にはならないということがあられるわけですけれども、この投

票率の問題につきましては、いろいろ各団体、これはこの佐用だけじゃなしに、兵庫県だけではなくて、全国どこも、これは大きな問題になっております。

で、いろんな団体が提言を出しております、例えば、経団連だとか、経済同友会だとか出してあります。その中で、日本学術会議というところが提言を出しまして、流れとしては、報告を出したのが平成 28 年なんですけれども、それまでにまとめたものを提言として出した。

総務省が、こういう報告、研究会を立ち上げて報告をまとめたものが出ております。投票環境の向上、方策等に関する研究会の報告と、高齢者の投票環境の向上についてというのを、これが平成 29 年 6 月に冊子として出ております。

全部は触れられませんが、はじめにというところで、この研究会の目的ということで書かれているところで、投票に行きたくても行けないという高齢者自身の声もあり、重要な課題であると指摘した。具体的には、期日前投票の活用や投票所への移動支援等の地域における投票機会の確保に向けた創意工夫に加え、投票所に行けない者のために郵便等投票の対象者を拡大するなど、制度的な前提を整備するための検討も進めていく必要があると指摘した。

実は、この研究会が指摘して、期日前投票も充実してきたところがあいまして、ここにありますように、移動支援の問題、それから投票機会の確保に向けた創意工夫と。実は、私も調べていきますと、全国一律ではないというところがわかりまして、これは、いろいろと、ちょっとやっぱり考えていく必要があるのかなという感じがしました。

たまたま、私どもの選挙があった前後に、近隣の選挙がありました。例えば、4 月 22 日投票、加東市長選挙、これが 41.39 パーセントです。同じように低いです。過去最低です。ここ。

それから、たつの市議選挙、同じ投票率で 58.60 パーセント、前回は 63.34 パーセント。過去最低ではないんですけども、ここは立候補者多かったですけれども、低かったです。

それから、ちょっと日にちはずれますが、稲美町で補欠選挙がありました。5 月 12 日に。これ 12 パーセント。12 点何パーセントと。ちょっと、やっぱり記録にないような低さだったと思う。2 万 5,000 人の有権者のうち、3,000 数百人しか投票に行かなかったと、そんなことがある。

ただ、神河も投票がありました。神河町の議会選挙は、投票率が 79.23 パーセント。前回は 79.53 パーセント。だから、人口減のことから考えると、大健闘というのか、すごい投票率の高さだということが、実は、言えるのではないかなというふうに思います。

それで、じゃあ、この神河で何かされているのかなというところがあります。いろいろ調べて見ましたら、先ほどの総務省の研究会のところで言われている創意工夫というのが、神河に限らず、いろんなことが全国で創意工夫がとられているということがわかりました。

神河町、移動手段ということで、公共交通機関困難な方に、車椅子、ストレッチャーを利用しているものに限定するんだけど、車、送迎。これは期日前ですけれども、それから、選挙期日当日、保健師同乗させた町の公用車で送迎とか、そういうのを、実は随分前からされていたというふうなことが、1 つはあたりします。

もう 1 つは、私もこんなことができるんだというふうに思いましたけれども、島根県浜田市で、移動期日前投票所、要するにハイエースを移動させていくと。3 日間で 11 カ所投票所を設けたと。投票管理者、職務代理人、投票立会人、5 人を乗せて、車の外にテントを張るという形で 1 人ずつ投票させる。そういうことを、させてきたということなんですけれども、結果として、こういう…、まあ、ほかにも全国各地、いろんな創意工夫というのがされているということなんですけれども、改めて、この高齢者、あるいは要介護の方を対象にですけれども、投票所そのものが減ったというところがありますので、検討を

していくということが、これは必要ではないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 冒頭のありました要介護5とか、これ介護保険の絡みで、これ公職選挙法に出ておりますので、介護保険利用者の場合は、要介護5以上ないとだめとか。

それ以外にも、身体障害者手帳につきましても、特殊事情はあるんですけど、1級、2級という、俗に言う1種。重度の方に対しても郵便投票ができるような制度もございます。

それと、戦傷病者手帳ですか、そういった基準もありまして、そういったのを、例えば、今回の町議選のご案内でしたら4月号の広報、これぎりぎりになるんですけど、ご案内のところに障害者の方々とか等の介護保険の方とかいうことで、郵便などによる不在者投票ができますというようなご案内はさせていただいておりますが、今、議員がおっしゃられますように、国のほうの、これは研究会でしょうけど、今後のあり方については、答申、指示が出たという内容でございますけど、これは法律そのものが変わらないとできないことでもありますし、変われば、私どもも、それに対応した手続きは進めていきたいというふうには思います。

それから、その後、神河町の特異な、ちょっと今出ておりましたけど、確かに、神河町は兵庫県の町の中で、12町、今ありますけど、これは昔から1位、2位を町議選では争っている投票率でございます。特質的に、直近の町議選でいうたら2位の存在なんですけど、1位は町長選と同日選挙をやっているところがございましたので、そこは、ちょっと今年高かったんで、そこは高く出ておりますけれども、非常に高いところで、これも地域性になるのかなというふうに思います。

ただし、前回の、じゃあ町長選はどうだったかと。神河町。実は、神河町の町長選は、3選目です。現職と新人の一騎打ちでございましたが、70.63パーセントでございます。10パーセント低うございます。

今回、町長選、無投票でございましたけど、前回の町長選、平成25年やっておりますけど、76.73パーセント、佐用町。これ何を言いたいかということ、僕、あえて言いませんけど、やはり、その時々状況によって投票率は、若干の変わり、どうしてもあります。しかし、地域性によって、やはり佐用町というのは、現在も、県下でも、大体3本から4本の指、高いです。投票率は。市は、当然、残念ながら低うございますけど、町でもトップレベルでございますので、その点は、申し上げておきたいというふうに思います。

それから、最後に出ておりました移動期日前投票所でございます。これにつきましては、私も存じております。浜田市のほうでもやっておられますし、ほかもちょっとあったかもわかりません。参議院選の時に、我々も投票所を減にした時にも、その対策として浜田市のほうは、もう情報は入っておりましたので、1つの手段としても選管の中でも検討をさせていただきました。そういうやり方もある。

それから、今、やろうとしている送迎の方法もどういった形で、例えば、当日なのか、期日前なのか。そのほかにも何かあるかということで、選管のほうで、十分審議の中で、参議院選に向けた取り組みとしては、その1回では済みません。状況も把握したいので、今後、そういった形で、当日の投票所、要するに投票所が変わった自治会の皆さんに対しては、時間は指定しますが、午前と午後2回、送迎を行うと。移動支援をさせていただくということでご理解をいただき、選管のほうも、それで調整をさせていただき、先般、6月の1日に選管開催、これ定例会なんですけど、開催をさせていただきまして、その中で、

おおむね状況がわかってきましたので、この後、9月の選管、以後の選管で、いろいろ数字的なものも出ました。方向性も出ましたので、これからの、そういった高齢者の方々の対策も1つの議題として取り組んでいこうということで、委員長のもと確認をとったところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6番（廣利一志君） 要介護5の方については、課長、言われたとおりで、佐用だけ、例えば、要介護3の方をとすることは、それは当然、できないですけども、先ほど、私、触れましたように、日本学術会議の提言があって、総務省の研究会が報告をまとめていると。それは、期日前投票なんかの充実なんかについて、具体的にそういう形になってきておりますので、検討をこれから少し具体化してくるのではないかなという感じがします。

学術会議のこれは投票率低下への対応策ということで、こんなふうに言われているんですけども、有権者が政治に対する関心を保ち主権者としての意識を有するためには、その政治に対する一定の信頼と理解とが必要である。要するに、一定の信頼と理解というのは、投票率。やっぱりこれは、このまま投票率が下がり続けることについては、看過できないということなんですね。

で、そのために、投票所の設営に関する規制の緩和というのが1つは必要であろうと。

それと、大きくあるのは主権者教育と、要するに、小学生、中学生、それから、高校生に対する主権者教育ということなんです。

で、1つは、要介護、総務省の研究会が報告書でまとめている中には、要介護3のところまで、やっぱりこれ規制緩和必要ではないかと、結論は、そんなふうに書かれておりますし、これは将来的には、そんな遠くない将来、これは検討する必要があるのではないかなと。

それから、浜田市の例のような形は、今回の18投票区で見っていきますと、やっぱり投票所が減ってしまって、歩いて行くのに大変というところも、現実にはやっぱりあるというところを考えると、経費のことも考えながら移動期日前投票所というのは、これは、ぜひ検討をしてみる必要があるのではないかなというふうに思います。

で、もう1つは若年者、18歳、19歳の投票率の問題なんですけれども、佐用高校の教頭先生にお会いしまして、この主権者教育の状況について聞きました。1年生、2年生は、すみません、現代社会でしたか、ちょっと科目名忘れちゃったけれども、現代社会と。それから、3年生は、政経の時間、それで、町長が言われていたように学年集会という形で取り組んでいるということで、この先ほど触れた総務省の研究会の中で言われている中で、効果的だと言われているのは、その主権者教育の中で、いろいろたくさんあるんですけども模擬投票と請願だということがあります。

それで、教頭先生にもお話をしたんですけども、そのお話をした時に、例えば、学年集会なんかで模擬投票の時に、例えば、選管として協力は可能でしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下課長。

総務課長（森下 守君） 要請があれば、対応できる内容でしたら、それはまた、対応できる

のではないかと言うふうには思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） もう1つは、18歳と19歳の問題です。

19歳になると、ガクンと投票率が下がってしまう。これは、前から言われています。大学、あるいは就職して住民票はここに置いている。わざわざ佐用には帰って来ない。投票には帰って来ないということなんですけども、それで、不在者投票がありますけど、期日前投票とは違う不在者投票と、これの今回の不在者投票…あっ、ここで不在者投票と言ったら、書類を請求がありましたか。そういう請求は。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の不在者投票、今回の町議選でしたら162名の方の不在者投票があるんですけど、そのほとんどが施設、病院の方です。

郵便等、そういう施設、病院以外の方は7名いらっしゃいまして、7名の方のうち、6名は、何らかの形で住民票をこちらに置いておられますが、外に出られておるということで郵便請求という形で手続きをされている方がいらっしゃいます。

ただ、その方が、じゃあ全て学生かといったら、そうではございません。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6番（廣利一志君） この不在者投票について、要するに行政によって認めないところがあるというふうに聞いたんです。それは、そんなあるんですか。全国的に見ると。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） これは、うちの選管も知っております。全国には、今、言われたように、居住地と住民票を置いている住所地との取り扱いを選管によって、取り扱いが、それは正しくなかったかどうかというのは、僕は、結論を出せませんが、考え方が違っていた市でしたかね…があるというのは、私もニュースでは見させていただきました。それはまた、その市は、県の選管の指示、また、都道府県の指示のもとで対応されたと思えますけど、確かに、情報としてはありました。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6 番（廣利一志君） 不在者投票の話、佐用高校の教頭先生とも話していて、教頭先生の息子さんは、神奈川へ大学生で行っていると。今回、不在者投票の、要するに教頭先生は姫路市にお住まいなんですけども、姫路市の選管に請求したと。

で、神奈川の息子さんのほうへ送られたということなんですけども、教頭先生が言われていたのは、この制度を、やはり子供ではなくて、親にやっぱり知らせる必要があるのではないかなというふうに思いますので、テレビを見ておられるご両親に課長のほうから、この期日前投票と、それから不在者投票って、どこがどう違うと。その正解を、不在者投票について、ちょっと。

議長（山本幹雄君） 大丈夫？

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下課長。

総務課長（森下 守君） この場で、期日前投票と不在者投票を、きっちりと皆様に理解するというのは、なかなか口頭では、また、こういう一般質問の中ですというものは、非常に難しい面が、私はあろうかと思えます。

言葉の、僕がしゃべることによって、内容の聞き取りによって勘違いされてもだめです。あくまで、期日前投票につきましては、こちらからチラシを出している内容、それからホームページの状況、特に、若い方でしたら、もう今ごろスマホで全部確認がとれます。期日前投票のやり方は、もう全国、これは統一でございますので、そこを見ていただいて、最終的には選管のほうにお問い合わせをしていただく。

期日前投票は、はっきりここで言えますのは、例えば、今回の町議選でございましたら、告示をして翌日から4日間、土曜日まで、水木金土、当時は、あくまで当日の投開票というのが、はっきりしておりますので、その4日間が期日前投票ですと。

国政、県政につきましては、期日前投票の期間はきっちり、特に、国政、県政は、テレビ、新聞、すごい情報です。町議選よりもすごい情報量です。その中で、きっちり謳われています。それで、佐用町に住所があるならば、4カ所でやっておりますので、そちらのほうにお越しいただいたらできることはできます。

ただ、葉書が若干、確定しないと、入場券が送れないので、そういうことはありますけど、そのためにも情報提供を新聞があります。それから、広報のほうも事前に、投開票を行われますと出しておりますので、その点は、特ににお住まいでない方は、親御さん、そのへんはよくご確認をしていただいて、ぜひ投票していただきたいと思えます。

よろしくお願いします。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6 番（廣利一志君） 例えば、今回の町議選ですと、告示から5日間と、それで、不在者投票が、さっきの教頭先生のケースだと神奈川だと。それで、姫路市に請求して送ったと。戻って来るのが、要するに、投開票日を過ぎては、当然、だめなんですよね。それは。

だから、要するに、それまでに戻らないといけない。そういう難しさがあるわけですね。

もう1つ、佐用町のホームページを見ますと、この不在者投票が、ちょっとわかりにくい。ほかの市町に比べると、ちょっと、ここが、もうちょっとわかりやすくしてほしいなという感じがしたんですけれども、いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下課長。

総務課長（森下 守君） もし、ご指摘のことがあれば、また、指導していただければというふうに思います。

6番（廣利一志君） 大事な選挙でもありますし、やっぱり投票率のことにつきましては、全国的な傾向だとか、若い人は関心がないという形で、そこでやっぱり、そういう結論で終わらない形をしていきたいし、創意工夫、いろいろ創意工夫が各自治体でされているということがわかりましたので、ぜひとも、また、移動投票所も含めて、検討もお願いをしたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 廣利一志君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

以上もちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日6月9日及び10日の2日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、6月11日、月曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時39分 散会